

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成28年9月20日（火） 午後1時02分から
午後5時30分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、二ノ宮健治、濱田洋、末宗秀雄、井上伸史、馬場林、堤栄三

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、小嶋秀行、平岩純子、河野成司

6 出席した執行部関係の職・氏名

教育長 工藤利明、公安委員長 高橋治人 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

(1) 第78号議案のうち本委員会関係部分、第86号議案から第88号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。

請願20については、採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することを全会一致をもって決定した。

継続請願10については賛成多数をもって、継続請願11については全会一致をもって、いずれも継続審査とすることを決定した。

(2) 大分県長期総合計画の実施状況について、公社等外郭団体の経営状況等の報告及び見直し方針の改定について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について及び別府警察署における不適正な捜査に関する調査結果等についてなど、執行部から報告を受けた。

(3) 大規模災害対策に関する提言（案）について、本委員会関係部分の検討を行った。

(4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 工藤ひとみ

政策調査課調査広報班 主幹 内田潔

文教警察委員会次第

日時：平成28年9月20日（火）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係 13：00～14：50

(1) 付託案件の審査

第 78号議案 平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第 86号議案 平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の
市町村負担割合の変更について

継続請願 10 国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について

継続請願 11 大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについて

(2) 諸般の報告

①大分県長期総合計画の実施状況について

②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

③公社等外郭団体の経営状況等の報告及び見直し方針の改定について

④教員採用取消訴訟控訴審判決について

⑤国東高校で製造した清涼飲料水の異物混入事案について

⑥津久見高等学校海洋科学学校の本校化について

(3) その他

3 警察本部関係 14：50～16：30

(1) 付託案件の審査

第 87号議案 工事請負契約の締結について

第 88号議案 大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

(2) 合い議案件の審査

請 願 20 犯罪被害者等に関する条例制定を求めることについて

(3) 諸般の報告

①別府警察署における不適正な捜査に関する調査結果等について

②大分県長期総合計画の実施状況について

③公社等外郭団体の経営状況等の報告及び見直し方針の改定について

(4) その他

4 協議事項

16:30～16:40

- (1) 大規模災害対策に関する提言（案）について
- (2) 閉会中の継続調査について
- (3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから文教警察委員会を開きます。

本日は、委員外議員として、守永議員、平岩議員、河野議員が出席されています。

また、都合によりおくれっていますが、小嶋議員が出席の予定でございます。

委員外議員の皆さんにお願いします。発言を希望する場合は、付託案件や諸般の報告などの区切りごとに、委員の質疑・討論の終了後に挙手し、私から指名を受けた後に、長時間にわたらないよう要点を簡潔にご発言願います。

また、皆さんにお願い申し上げます。この第3委員会室では、委員も執行部も全員マイクの使用をお願いします。マイクは発言の都度、スイッチのオン、オフをしてください。

また、マイクの数に限りがありますので、慌てなくて結構ですから、私の指名を受けてからマイクを回していただき、発言をお願いします。

報道機関の方に申し上げます。

撮影をされる場合は、委員会運営の妨げになりますことから執行部最前列横にテープを張っております。それより前に出ないようにお願いします。

カメラの使用は適正にお願い申し上げたいと思います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案4件及び前回継続審査となりました請願2件、並びに、今回福祉保健生活環境委員会から合い議のありました請願1件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより教育委員会関係の審査を行います。

まず、第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分、並びに、第86号議案平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合の変更については、関連がありますので一括して審査をいたします。

両案について執行部の説明を求めます。

工藤教育長 初めに私から一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さま方には、常日ごろから教育行政の振興にいろいろとご尽力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げます。本日はちょうど台風が通り過ぎたということでございまして、学校の現場のほうもちょっと混乱がありました。本日朝8時時点での臨時休校が、市町村教育委員会、県立学校含めて323校ございました。さらに始業時間の繰り下げ、これはそれぞれ学校によってでございますけれども160校ということで影響が出ました。施設以外等については今調査を進めておりますけれども、今のところ特に大きな被害があったという報告は上がってきておりません。また、何かあれば至急対応をしていきたいと思っております。

本日は、議案2件、継続請願2件、諸般の報告6件について説明・報告いたします。

各報告については、それぞれ担当課室長から説明いたしますのでよろしく願いいたします。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 議案書の1ページをお開きください。

第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）の教育委員会所管分につ

いてご説明します。

説明は、別にお手元に配付の文教警察委員会説明資料でさせていただきます。

こちらの1ページをお開きください。

今回の補正予算のうち教育費の8番、保健体育費の補正予算額8,231万3千円が今回の教育委員会関係部分です。

2ページをごらんください。

県立屋内スポーツ施設の平成31年4月の完成に向け、本体工事の発注手続を進めるとともに、屋根構造の木造化に必要となる県産木材の事前調達などを行うため、8,231万3千円の補正予算と73億4,381万5千円の債務負担行為を設定するものです。

資料の3ページをお開きください。

施設の平面構成や仕様がおおむね固まってまいりましたので、あわせてご報告します。

施設の概要につきましては、施設の運営に必要な機械室等の諸室の面積が明らかになったことから、現時点での延床面積は1万5,900平方メートルとなっております。

観客収容人員は、多目的競技場が固定席2千人、移動観覧席2千人、パイプ椅子1千人の最大5千人を、武道場が、固定席のみで400人をそれぞれ予定しており、これとは別に、多目的競技場に20台分、武道場に6台分の車椅子スペースも確保することとしております。

資料の4ページをごらんください。

多目的競技場の屋根構造につきましては、基本設計時では鉄骨造でしたが、実施設計段階で県産材の活用を検討する中で、同程度のコストで実施可能との判断に至ったことから、今回、県産杉製材品を使用する一部鉄骨を含む木造を採用しました。完成すれば、無垢の製材品を使った屋根構造としては国内最大級となり、県産材の魅力発信にも十分つながると考えております。

そこで、計画的かつ円滑な建設工事の推進を図るために、平成29年3月着工予定の本工事に先立ち、杉製材品を事前調達するための経費等として、先ほどご説明した8,231万3千円を今回計上しています。

なお、概算工事費につきましては、3ページに戻りますけれども、約72億9千万円としております。当初65億円と見込んでいた額は消費税10%を想定しておりましたので、消費税増税延期に伴い63億7千万円に落ちます。

しかしながら、今回大幅な増加になったところです。この理由といたしましては、国土交通省が公表している公共工事の労務単価がこの2月に大幅に上昇したことに加え、その後の熊本地震により被災した地域の復興事業が今後本格化していくことが予想されるため、建設需要の増大に伴う労務単価や資材価格のさらなる上昇が懸念されること等があります。

国からも地域の実勢価格の反映を求められており、今後も建設市場の動向を注視していき、発注時においては適正な価格設定を行うよう努めてまいります。

今後のスケジュールにつきましては、今回の補正予算議決後早々に県産杉製材品の調達等の契約を締結いたします。11月には本工事の入札公告を実施、平成29年2月に業者を決定後、3月の県議会で議決をいただければ本契約を行い、その後、25カ月の工事期間を経て、平成31年4月の竣工を目指してまいります。

続きまして、議案書30ページをお開きください。

第86号議案平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合の変更についてご説明いたします。

詳細は資料の5ページをお開きください。

資料中ほどの枠内に記載しておりますとおり、平成27年12月24日に、大分市と平成28年度県立スポーツ施設建設事業に係る経費の負担割合について協議が整い、大分県と大分市は国庫を除く3対1の割合で費用を負担することが決まりました。これに基づきまして、平成28年第1回定例会で大分市の4分の1の負担割合を議決いただいたところであります。

今回、当該事業の費用について、国庫を財源とする経費を平成28年度補正予算に計上することとなったことに伴い、市町村の負担が軽減されることになるため、負担割合の変更について大分市へ意見を求め、異議のない旨の回答を得ました。

このため、地方財政法第27条第2項の規定に基づき、負担割合の変更について、国が交付する相当の補助金を除く4分の1という負担割合の変更について、県議会の議決を求めるものです。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

濱田委員 県立スポーツ施設ですが、さっきの説明では観客の収容人数、全てやると5千人ということでありませうけれども、国際的なスポーツ、競技、あるいは日本レベルの競技施設として5千人収容というのは、ほとんど要件を満たしていると考えているのですか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 整備に当たっての基本理念の中にも、トップリーグ公式戦や各国代表の合宿開催によるスポーツ観光の拠点、あるいは大規模大会も開催可能な屋内スポーツ施設、屋内スポーツ拠点ということをやっております。他県の同等の大きなそういった大会をする施設と見比べましても、5千人収容というのはほぼ同程度というふうに考えております。

濱田委員 もう1点。杉の天井ということですが、調達にかかわる経費ということでは全て材料を含めて1.3億円ということですか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 これにつきましては杉の製材品、今言いました屋根の構造部分、それからもともと使うことになっておりました内装部分、それから屋根の上に、母屋材という材がありますがこの部分、こういったものを合計した総額が1.3億円です。

堤委員 資料の図は柔道の全国大会のような感じをイメージしているんだけれども、当然アリーナですからそれ以外のスポーツもここですと。例えば、バスケットとかバレーとか、そういうのもここで可能なかということが1つ。

また、市町村負担の関係で、当該市町村の意見を聞くということですが、市議会の議決は必要ないということになっているんでしょうか、その2点を教えてください。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 市町村の意見を伺って。大分市につきましても、負担については今9月の定例会において議決を得るということで、同時並行で行っております。

それから、この施設につきましては、多目的競技場と武道専用場の2つのエリアに分かれております。多目的競技場におきましては、上席の間というのを設けておまして、ここでも武道の大会を開くことが当然できますけれども、これ以外にもバスケットでは4面、

バレーボールでは5面、ハンドボールでは2面、そういった競技も開催可能となっております。

馬場委員 3点伺います。屋根の構造はどの程度の地震とかに対応できるのかなというのが1点。全国的に、かなり大規模なこういうアリーナをつくっているところがあるのかどうか。また、金額が65億円から72億円になったということですが、労務単価が復興事業でまた上昇するであろうと。これから実際につくっていく場合に、この金額がまた上がるという可能性はあるんですか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 耐震性等に関しては、あくまでも現在の建築基準法にならって全てクリアしているということでありますから問題はありません。

全国的にこういった木造を使ったアリーナがあるかということですが、ございます。私どもの調べている範囲では、こういった無垢材を使っているところは、今のところ所沢市の市民体育館が67メートルの大きな柱のスパンになります。

今回72メートルということで、最大級というふうに言わせていただいております。

それから3点目、65億円から72億9千万円に上がり、今後の上がりはないかということですが、今現在、ことしの11月の入札時点で見込んでいる数字であります。今後、他のいろんな条件が出て、もしも上がるということになれば、発注後におきましても国のほうからスライド条項の適用ということで、やはり労務単価、資材等が上がれば求めに応じて金額を変更するということは規定されておりますので、そういう可能性はなきにしもあらずですが、今のところ考えられる金額については見込んでおります。

井上委員 県産木材の事前調達についてです。材料の価格を大体どの程度見込んでいるのか、見込んでいる金額が果たして調達できるような金額なのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 県産材の製材品は事前に調達するわけですが、一応、公的要素の強い団体のほうと契約をする予定にしております。ですので、どこの材をどういう形で集めるかというのは、そちらのほうが実際に行うことになります。

金額につきましては、全体で今のところ1,216立方メートルを調達する予定で、それに対して1.3億円を予算として上げております。

井上委員 1立方メートル幾らですかね。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 今手元に計算機がありませんが、約10万円ぐらいだと思います。今のところ構造材では1立方メートル当たり9万1千円ということで見込んでおります。

井上委員 それで大丈夫ですかね。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 今折衝している相手方は、その金額でできるというふうに伺っております。

井上委員 また後でお聞きします。

末宗委員 5ページの市町村負担割合の図についてです。補助事業で国が交付する補助金が2分の1となっているのが、左の図では2分の1がなくなっている。国からおりの金が単費を含めてどのくらい確定で出るのか、そこらあたりをお聞きしたい。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 今のところ確定ではありませんが、今議会に債務負担行為の内訳のところを示しておりますとおり、今年度予算と合わせますと約17億円程

度確保できるという予定をされております。これにつきましても、国のほうから毎年決めて内示をいただくという内容であります。今のところそのように予定しております。

末宗委員 それでは、この図が間違っているように見えるよね、2分の1が17億円というのは73億円から見たら何%かよくわからんけど、この2分の1というのはどういう意味ですか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 この図は、大分市と当初、27年12月24日の段階で、国庫補助事業については、国庫から2分の1出れば、残りを8分の3と8分の1という形で話をしておりました。ですが、国庫補助事業が全額2分の1出るという確約がない関係で、今回国庫補助事業を除いた残りの額の4分の3を県、4分の1を市ということで明確にしたところであります。

末宗委員 意味はわかったけど図が違うんよね。2分の1でイコールでこの金額、2分の1じゃなくて、この黒のラインがもう少し上に行くという解釈でいいのかな。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 現状ではそうですが、私どもとしましては、この2分の1を目指して、今回の国の補正予算も含めて、そこに近づくように財源を取りに行くということでございます。

工藤教育長 図の見方で、この黒い部分が上に行くという話でしたけれども、国庫補助金は2分の1がアッパーなんです。なので、そこまで来ないという事態がこの17億円という状況で、これはもう毎年努力しますけれども、そういった意味で、黒い線で引いてしまっていますけれども、言ってみれば波線か破線か、まだここが不安定だという状況であります。

末宗委員 元財政課長が言うんだから間違いなからう。

二ノ宮副委員長 以前このエリアを大分県の災害避難所等の拠点にしたいという説明がありました。今回のスポーツ施設については、そういうことについての議論がほとんどされていないようですが、その辺はどうなんですか。

山上屋内スポーツ施設建設推進室長 そもそもスポーツ公園自体が県の広域防災拠点ということで位置づけられておまして、その段階では、まだこの施設の計画は立っておりませんでした。その後これができまして、今のところ、この施設にSCU、広域搬送拠点臨時医療施設という機能を持たせるということで議論をしているところであります。

嶋委員長 委員外議員の方、何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご質疑等もないので、これより採決いたします。

まず、第78号議案平成28年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第86号議案平成28年度における県立スポーツ施設建設事業に要する経費の市町村負担割合の変更については、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願の審査を行います。

継続請願10国の責任で35人学級の推進を求める意見書の提出について及び継続請願11大分県独自で少人数学級の拡充を求めることについては、関連がありますので一括して審査をいたします。

両請願について執行部の説明を求めます。

藤本教育人事課長 それでは、お手元の資料6ページをごらんください。

少人数学級の状況についてご説明いたします。

1国の状況及び2本県の状況の(6)までにつきましては、前回の委員会でご説明したとおりでございます。

(6)規模別学級数の1学級当たりの児童生徒数別の学級数ですが、小学校は、県全体では、児童数が26人から30人の学級が最も多く604学級、割合としては24.8%となっております。35人以下学級が90.5%、30人以下学級は、全体の76.1%になります。

中学校でも、生徒数が26人から30人の学級が最も多く328学級、割合としては32.9%となっております。35人以下学級が74.5%、30人以下学級は、全体の57.2%になります。

なお、市町村別の規模別学級数の割合は、小学校は7ページ、中学校は8ページにグラフ表記をしております。

米持義務教育課長 お手元の資料の9ページをごらんください。

少人数学級の取り組みとその効果についてご説明します。

現在、県内全ての小学校1・2年生、中学校1年生で30人学級を措置しており、保護者や教職員からは、きめ細かな学習指導が可能なことや児童生徒理解がしやすいなどの意見とともに、本事業の継続を望む声が寄せられております。

資料の上図をごらんください。

小学校では、小1プロブレムの発生率が、平成21年度の32.3%から平成27年度には14.2%と減少してきております。

資料の下図をごらんください。

中学校1年生時の学力定着状況を見る県独自学力調査において、低学力層の割合が平成21年から平成28年にかけておおむね減少傾向にあり、英語を除く各教科は、標準分布7%と同程度になっているところでございます。本年度の英語の結果については、ただいま原因・背景を精査しています。

教職員定数改善につきましては、学力向上、不登校対策を初め複雑・多様化する課題に対応するために、政府予算等に対する提言や全国及び九州地方教育長協議会等を通じて毎年度、国に対して要望しているところでございます。

今後の取り組み拡大につきましては、国の動向を注視し適切に対応してまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

堤委員 国に対する請願の関係で、財務省は結構厳しい査定をしておりますが、文部科学省としての概算要求の基本的な考え方は今どうなっているかわかりますか。

藤本教育人事課長 基本的には、これまで加配で措置されていた分を基礎定数に含める分、

そういったものも検討しながら今の要求等をしているというふうな状況でございます。

堤委員 県に対する分は別に置いてください。まず国の問題について、この請願は、今小1プロブレムの問題だとかいろいろ説明がございました。県の中でもそういう点では少人数学級の成果というのが上がってきているんですね。文部科学省も現在概算要求で基礎定数の要求も出していると。これは8月に私たちは文部科学省にも話に行きました。文部科学省としても、そういう基礎定数の拡大、臨時がやっぱり多いと学校運営は厳しいという生の声も聞いてきて、ぜひ地方の方々からそういう声を上げていただきたいという声も出ているんですね。ですから、せめて国に対する請願、これについてはぜひ採択をしていただきたいと思っておりますので、委員長その辺をよろしくお願いします。

濱田委員 もちろん1人の先生がなるだけ生徒を把握する、真の教育ができるか、これまた大事な問題だと思います。ただ、今地方はもう本当に少子化で、例えば、きのう玖珠町の校長先生と話をしましたら、1年生から6年生まで入れて36人なんですね、全校です。分母というのはほとんどそういう状態になっております。以前最も大きかった森中央小学校、1年生、3年生ですか、もう1学級しかないですね。ほとんど40人以下。そういう状況がずっと続いております。大分市あたりはまだまだ十分そういう状態ではないかと思っておりますけれども、総合的に7割も8割もある状況では、しばらく待っておいたら自然に30人学級ぐらいになるんじゃないかと。そんなに騒いでいろいろ施策でやる必要はないと、そういうふうに私は思います。

堤委員 私が言ったのは、大分県の実態から出発するのではなくて、国の実態から出発してほしいと。今回、国に対する請願と県に対する請願が2件出ております。1つの請願は文部科学省も全国的に少人数学級の前進をしたいというのが基本的な考え方なんですね。全国知事会も少人数学級の拡大は要請をしているわけですよ。そういう点では、国に対して議会としても、ぜひ少人数学級を進めてほしいんだという意思表示をすることは大事ではないかと思っておりますから、国の請願と県に対する請願は分けて議論していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

嶋委員長 資料の7ページを見ると小学校はほぼ35人以下、35人規模か30人規模の学級編成になっているということですけど、そういうふうに理解してよろしいですね。

米持義務教育課長 そうでございます。

末宗委員 請願の原本を見ていたら、平岩議員と堤委員の名前が別々のページに載っているよね。あまりこういう請願を見たことがないので、堤委員も平岩議員もここにおられるし、ちょっと事情を教えてください。

堤委員 それぞれ党派の中で居る時間帯とかが全然違うわけです。ですから、請願される方はそれぞれ自民党のほうにも持って行って1枚の紙を渡してと、それで自民党は当然ならなかったと。私が紹介議員になりまして、あと平岩議員がなると、そういうふうな単純な違いだけです。内容は全く一緒です。

嶋委員長 現在の学級編成は基本的に40人という考え方ですよ。40人編成でありながらも小学校でほとんどの学級が35人以下。30人規模の学級もあるということなんですけど、この請願35人学級というのはどういう意味ですか。35人編成をしろということですか。

堤委員 そうですね。35人以下学級。

嶋委員長 学級編成の方針があって現在40人なんですけど、40人編成でほとんど35人以下の学級になっていますが。

堤委員 これは35人定数または30人定数まで、正規職員の数がふえるんですよね。その場合にクラス数が当然ふえますから、それに対する教職員の定数がふえる。つまりその要求をしているんですね。35人以下学級にする場合には、そのための教職員定数の改善、増を求めるとというのが国に対する要求で、仮に国がしなくても大分県独自で市町村、いろいろ単費負担教諭等が今いますけれども、そういうふうなものを県独自予算として出してほしいという2通りの内容。基本は一緒ですけども財源が国か県かという違いがあるという、そういう状況ですね。県は財源とかいろいろあるわけだけど、国に要求するのは全然問題ないと思うんだけどね。

馬場委員 35人以下学級を都道府県で実施しているところもかなりあると、この部分は県独自でやっているところもあると思うんです。その辺の状況もこの前質問させていただきました。大分県でもこの請願とは別に、独自に35人以下学級とかをやれないものかなと思うんですが。

また、地方創生がいわれていますけれども、複式とか2複とかかなりそういう状況もあります。そういう意味では、複式部分の解消ということも出てくるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

藤本教育人事課長 大分県では小学校1・2年生に30人学級、中学校1年生に30人学級、6ページのとおりの少人数学級を実施しております。全国的に見ますと、小学校に30人学級を導入しているのが13府県ということで、1年、2年両方ともというのは12の府県になっております。そして、中学校1年に30人学級を導入しているのは5県ということになっております。そういった中で、大分県の場合は小学校1・2年と中学校1年、小学校1・2年については、基本的な生活習慣、学習習慣の早期定着という目的で実施をし、中学校1年については中学校進学時の急激な環境変化に伴う生徒指導上の対応、学習体制の早期確立ということを目的に導入をしているところでございます。

また、大分県の場合は先ほど委員が言われましたように、小規模の学級が多いということで、複式解消については県の単独の措置ということで、県単の定数のほとんど半分近くを複式解消に充てているのが実態でございます。

馬場委員 大分県独自の取り組みと全国のそれを混ぜると議論がややこしくなるかもわかりませんが、35人学級は過半数を既に上回る府県が実施をしていると思うんです。やっぱり小3、それから中2というのはかなり、またいろんな学習内容を含めて難しい問題が出てきていると思います。先ほどの加配定数を定数化していくということについて、国の動向としては来年度できるような状況なんですか。

藤本教育人事課長 現在では小学校1年生のみが35人学級編成になっておりまして、それ以外が40人学級編成でございます。これを全て35人、まだ来年というのは非常に厳しいというふうに考えております。まだ先の話になろうと思います。

馬場委員 加配定数の定数化というのは、現状はどうなっていますか。

藤本教育人事課長 例えば、現在加配の中でも児童生徒支援とか、そういったもので加配をするようになっております。そういった中で、特に喫緊の学校に対応する分については、基礎定数のほうに含める議論が今なされているというところでございます。

濱田委員 非常に重要な問題で、特に何回も継続審査になっております。しかし、委員の意見が分かれておりますし、私はもうしばらく待つべきだという意味を持っていますので、できたら継続審査にさせていただきたいと思っておりますけど、どうでしょうか。

嶋委員長 いろいろご意見が出ましたけれども、ただいま継続審査にすべきとのご意見がありましたので、継続審査についてお諮りいたします。

まず、継続請願10について、本請願は、継続審査とすべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「私はぜひ採択してほしい。異議あり」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がありますので、挙手により採決いたします。

本請願は、継続審査とすべきものと決することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

嶋委員長 賛成多数であります。よって、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、継続請願11について、本請願は、継続審査とすべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本請願は継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より、報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①から③までの報告をお願いします。

森崎教育財務課長 大分県長期総合計画の実施状況についてご説明いたします。

お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況について、別冊1、2をごらんください。

これは、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づき、毎年、報告しているものです。今回は最終年度となる安心・活力・発展プラン2005を別冊1で、また、平成27年度からスタートした安心・活力・発展プラン2015を別冊2でご報告します。

なお、お手元に別紙として、まち・ひと・しごと大分県総合戦略基本目標・施策KPI達成状況をお配りしておりますので、あわせて参照願います。

まず、プラン2005について、別冊1の1ページをお開きください。

全57施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の達成状況については、AからDの4段階での評価としています。「達成」のA評価及び「概ね達成」のB評価は、合わせて55施策、全体の96.5%となっています。また、「達成がやや不十分」のC評価は2施策となっています。

次に2ページをお開きください。

目標指標の最終達成状況ですが、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

192指標のうち「達成」及び「概ね達成」は、合わせて161指標、全体の83.9%となっています。また、「達成不十分」は13指標、「著しく不十分」は18指標となっています。

なお、参考資料として、165ページ以降に、政策・施策ごとの達成度及び達成度の推

移をレーダーチャートで示していますので、後ほどごらんください。

5ページにお戻りください。

表の左から2列目、政策欄の1教育の再生、未来を拓く人づくりと青少年の健全育成のうち(1)から(3)及び(5)と、2芸術・文化の興隆とスポーツの振興のうち(2)及び(3)の、合わせて6つが教育委員会主管の施策でございます。

これらのうち主な指標の達成状況をご説明します。

118ページをお開き願います。

ページ中ほどのII目標指標の1番左、指標欄をごらんください。

まず、学力向上に関しまして、指標iの基礎・基本の定着状況調査における学力が全国平均以上の児童生徒の割合ですが、表の中ほど、目標年度(27年度)の欄にありますとおり、小5では94.3%、中2では80.7%の達成度となっています。

特に中学校では、依然として授業改善の取り組みが教科担任個人に任されている傾向にあります。また、目標達成には至りませんでした。今後は、学校での組織的な授業改善による新大分スタンダードの徹底や、1つの学年を複数の教科担当が分担して受け持つ縦持ち等、教科指導力向上の仕組みを構築するなど、中学校学力向上対策3つの提言の実現に向けた取り組みを強化し、子供たちの学力向上を図ってまいります。

次に、体力向上に関しまして、同じページの指標Vの体力・運動能力調査で県平均が全国平均以上の種目の割合ですが、115.2%の達成度となっています。体育専科教員の活用や1校1実践の取り組みが定着したことにより、27年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点による全国順位は、小・中学校のいずれも過去最高を記録しました。今後も、運動の日常化・習慣化に向け、運動の楽しさや喜びを実感できる授業づくりや1校1実践の充実などにより、子供たちの体力向上を図ってまいります。

140ページをお開きください。

II目標指標のi総合型地域スポーツクラブの創設数ですが、56.0%の達成度となっています。

総合型地域スポーツクラブを県内全市町村に育成するという国の指標を既に達成しているということが、新たなクラブ育成の鈍化を招いたものと考えておりますが、今後も既存クラブに活動範囲の拡大を働きかけるなど、県民の誰もが生涯にわたって日常的にスポーツに親しめるよう、身近で利用しやすいスポーツ環境の場づくりを推進してまいります。

次に、プラン2015について、別冊2の1ページをお開きください。

全59施策の総合評価の結果を記載しています。

施策の進捗状況については、AからDの4段階での評価としています。「順調に進んでいる」A評価及び「概ね順調に進んでいる」B評価は、合わせて57施策、全体の96.6%となっています。また、「やや遅れている」C評価は2施策となっています。

次に2ページをお開きください。

目標指標の達成状況ですが、「達成」から「著しく不十分」までの4段階の区分としています。

89指標のうち「達成」及び「概ね達成」は、合わせて82指標、全体の92.1%となっています。また、「達成不十分」は4指標、「著しく不十分」は3指標となっています。

なお、参考資料として、192ページ以降に、政策・施策ごとの達成度及び最終年度の達成度をレーダーチャートで示していますので、後ほどごらんください。

5ページにお戻りください。

表の左から2列目、政策欄の1生涯にわたる力と意欲を高める「教育県大分」の創造のうち(1)から(4)及び(7)と、2芸術文化による創造県おおいの推進のうち(3)と、3スポーツの振興のうち(1)及び(2)の合わせて8つが教育委員会主管の施策です。

主な指標の達成状況をご説明いたします。

144ページをお開き願います。

II 目標指標のi グローバル人材として活躍するための素地を備えた生徒の割合ですが、81.7%の達成度となっています。

グローバル人材の育成については、大分県グローバル人材育成推進プランに基づき、実践的な英語力のみならず、挑戦意欲と責任感・使命感、大分県や日本への深い理解など、求められる力を総合的に育むこととしていますが、指標上、直ちに成果を見るには至っておりません。これまでも留学フェアやイングリッシュ・キャンプなどの取り組みを進めてきましたが、国際交流活動の頻度や継続性がまだ十分ではありませんので、今後は、海外の学校と交流する機会を充実するなどグローバル人材の育成に向けて取り組みをさらに充実させてまいります。

146ページをお開きください。

II 目標指標のi 不登校児童生徒の出現率ですが、96.2%の達成度となっています。

不登校については、さまざまな要因が複雑に絡み合っているため、原因特定が非常に難しく、1度不登校になってしまうとなかなか学校復帰につながってこない状況にあります。そこで、不登校からの復帰に向けた取り組みに加え、地域不登校防止推進教員やスクールカウンセラー等を中心とした組織的な未然防止対策の充実や、「あったかハート1・2・3」運動による不登校の兆候の早期発見、早期対応の徹底を図るなど、不登校を生まない取り組みを進めているところでございます。

今後も、全ての子供たちにとって魅力ある学校づくりを推進するなど、不登校出現率の低減に向けた取り組みの充実を図ってまいります。

能見教育改革・企画課長 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてご説明します。

点検・評価結果報告書は別冊でお配りしておりますが、本日はその概要版でご説明します。

資料の10ページをごらんください。

1点検・評価の趣旨・実施方法にありますように、この点検・評価は、地教行法の規定等に基づき、教育長計の項目・指標をベースとして施策のフォローアップを行い、その結果を今後の教育行政に反映するために実施するものでございます。

次に、2教育長計(旧計画)に設定した目標指標の達成状況ですが、県長計と同じ評価基準で見ますと、全体で81の指標のうち「達成」が16、「概ね達成」が34、「不十分」が13、「著しく不十分」が18となっております。また、前年度から実績が向上したものが56指標、昨年度が旧計画の目標年度だったわけですけれども、基準値(22年

度)を超える実績を上げたものが66指標となっております。

重点指標に絞りますと、総数28指標のうち、前年度から実績が向上したものが18指標、基準値を超える実績を上げたものが25指標となっております、旧計画の期間を通しておおむね成果を残せたものと評価をいたしております。

次に、11、12ページをお開きください。

目標指標の達成状況等を検証いたしまして、新たな教育長計「教育県大分」創造プラン2016を推進する観点から、3主な課題と対応方針として、10項目にわたってまとめておりますので、かいつまんでご説明いたします。

資料中、課題を丸印と明朝体で、対応方針を矢印とゴシック体で記載しております。

まず、(1)「芯の通った学校組織」の確立についてであります。これは、直接指標とリンクしてはおりませんが、県教育委員会1丁目1番地の施策として掲げたものでございます。今年度第5フェーズに当たりまして「芯の通った学校組織」の確立に向けた取り組みを進めるとともに、これまでの取り組みを総括した上で、今後の施策展開を検討する旨、記述をいたしております。

次に(2)確かな学力の育成では、先ほどの県長計の実施状況報告にありましたとおり、特に中学校の学力向上対策を推進することに加えまして、高校においても組織的な授業改善の徹底を図ることなどについて記載をしております。

(3)健康・体力づくりの推進では、県長計の実施状況報告にありましたとおり、体力は着実に向上してきております。その一方で、小・中・高と学校段階が上がるにつれ運動を全くしない割合が増加しております。特に中高の女子でその傾向が顕著であるという課題に対しまして、新たな運動機会の創出を図っていく方針を示しております。

また、子供の健康課題への対応として、フッ化物洗口の一層の啓発や技術的・専門的支援、肥満傾向の改善に向けた医学等の見地からの具体策の検討等の方針を示しております。

(4)特別支援教育の充実では、インクルーシブ教育システムの構築が求められている現状や特別支援学校教諭免許状の保有率を踏まえまして、特別支援教育の質の向上や教職員の専門性向上に向けた取り組みの充実を図っていくことについて記載をしております。

(6)不登校対策等の充実・強化では、県長計の実施状況報告にありました、不登校出現率低減に向けた取り組みの充実に加えまして、SSWの配置・活用や福祉等の関係機関等との連携強化など、貧困対策を含め学校のみで解決が困難な事案への対応を強化する方針も示しております。

(8)では社会教育、(9)では文化・スポーツ、(10)では地方創生に関して、同様に主な課題と対応方針を整理しております。

今回の点検・評価結果を踏まえまして、今年度よりスタートした新教育長計「教育県大分」創造プラン2016の着実な実行につなげていきたいと考えております。

井上体育保健課長 教育委員会が所管する公社等外郭団体の経営状況等をご報告いたします。

教育委員会で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は2団体でございます。

それらについてお手元の資料、県出資法人等の経営状況報告概要書により説明いたします。

29ページをごらんください。

まず、公益財団法人大分県体育協会についてです。

項目2をごらんください。県は、資本金等の総額1,395万8千円の14.3%に当たる200万円を出資しております。

次に項目3の事業内容です。主なものとして国民体育大会・九州ブロック大会等の各種スポーツ大会及び競技力の向上に対する助成、指導者の資質向上等を図る事業、スポーツを通じて児童・青少年の健全な育成を図るための各種大会の開催、スポーツに関する指導体制等の拡充、スポーツ選手の育成・強化等に関する事業等を行っております。

次に項目4の平成27年度の決算状況ですが、経常収益2億2,606万8千円に對しまして、経常費用2億2,798万4千円となっております。

貸借対照表につきましては、資産3,753万9千円に對しまして負債192万円で、正味財産としましては3,561万8千円でございます。

次に項目5の問題点及び懸案事項でございますが、県からの負担金が経常収益の8割を超え、安定的な自主財源が少ない中で、多くの事業の遂行に当たり、経費の削減に努めていますが、赤字の解消に向けてましては自主財源の確保が必要な状況でございます。

項目6の対策及び処理状況ですが、財政基盤の確立に向け、負担金の増額について加盟団体の理解を求めるとともに、企業・個人に対する賛助会員の拡大に努めてまいります。

また、事業の遂行に組織的に取り組めるよう、県としても協力を行ってまいります。

続きまして、公社等外郭団体見直し方針の改定について説明いたします。

お手元の資料の公社等外郭団体見直し方針及びスケジュールの1ページをお開き願います。

平成24年の1月に各団体の運営の羅針盤とすること、県の指導監督方針を明確にすること等を目的といたしまして、公社等外郭団体見直し方針を各団体と協議しながら作成したところです。

今回、行財政改革アクションプランを踏まえ、団体のあり方や県の関与のあり方等を見直して、方針の改定を行うものです。中ほど検討のポイントにありますように、各団体を取り巻く環境の変化を踏まえ、県の人的、財政的な関与のあり方について見直しを行うこと、各団体の課題を明らかにして、解決に向けたスケジュールを示すこと、経営状況が悪化している団体に対して経営改善計画の策定を促し、改善に向けて取り組むこととしております。

29ページをお開きください。

大分県体育協会の見直し方針についてご説明いたします。

中段の課題の欄にありますとおり、県からの負担金等が経常収益の8割を超えており、事業の充実発展に向け自主財源の確保が必要となっております。そのため、下段の平成28年度以降の見直し方針の欄の(3)その他の2つ目の項目及びその下のスケジュールの見直し項目の1にありますとおり、財政基盤の確立に向け、平成29年度に加盟競技団体負担金を増額の方向で見直すなど、自主財源の確保に努めることとしております。

森崎教育財務課長 公益財団法人大分県奨学会の経営状況について説明します。

県出資法人等の経営状況報告概要書の48ページをごらんください。

項目2をごらんください。

県は、資本金等の総額20億3,417万3千円の23.4%に当たる4億7,591万1千円を出資しております。

項目3の事業内容ですが、高校生や大学生に対して奨学金の貸与を行っており、平成27年度実績として、高等学校等奨学金については一般奨学金、通学費等奨学金、入学支度金を合わせて、延べ2,697人に対し6億7,955万5千円、大学奨学金については228人に対し1億2,628万円、合計延べ2,925人に8億583万5千円を貸与しております。

次に項目4の27年度決算状況ですが、正味財産増減計算書の下から2行目の正味財産期末残高は41億3,815万7千円でありまして、当期の正味財産増減額は3,116万円の減となっております。

正味財産が減少したのは、基本財産の評価損によることが主な理由でございます。

項目5の問題点及び懸案事項につきましては、奨学金の返還時期を迎える返還対象者が年々増加することに伴う滞納者の増加により、返還額ベースによる返還率は80%を下回る現状にあります。

このことから、将来の奨学金事業の財源確保と法人経営の安定のため、返還金の確実な回収ということが課題となっております。

項目6の対策及び処理状況のとおり、平成21年度から債権回収に専ら従事する職員を1名、平成24年度からは債権管理に精通した人材2名の体制にしまして、裁判所に対する支払督促申し立てなどの積極的な債権回収に取り組んでおります。また平成27年度から、全ての金融機関で原則口座引き落としとすることにより、滞納の発生防止を図っているところであります。

続きまして、公社等外郭団体見直し方針の48ページをごらんください。

大分県奨学会の見直し方針についてご説明いたします。

中段の課題の欄にありますとおり、奨学金償還額及び滞納件数の増加や償還金の確実な回収による貸し付け原資の確保が課題となっています。そのため、下段の平成28年度以降の見直し方針の欄の団体のあり方の(2)団体の方向性及びその下のスケジュールの見直し項目にありますとおり、財政基盤の確立に向けて、今年度から来年度にかけて債権管理体制の見直し検討を行い、返還金債権の確保と滞納額の抑制を図ることとしております。

以上で教育委員会所管の県出資法人の経営状況報告及び見直し方針の改定の報告を終わります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

馬場委員 別冊1の施策評価調書の118ページ、vの体力・運動能力調査で県平均以上の種目の割合が115.2%達成となっています。小中どのような種目の運動能力調査をされるのか教えていただけますか。

井上体育保健課長 小学校5年生また中学校2年生の記録を国に提出し、体力の状況等を全国と比較するわけですが、その項目等は、握力から上体起こし、柔軟性、反復横跳び、持久走等、全部で9項目の種目の記録を測って比較してまいります。

馬場委員 先日、新聞で、ランニング中に亡くなったという報道がありました。私立中学校で調査をしているのかはわかりませんが、公立であるような形で死亡事故とかが起きると大変ではないかなと思います。教育委員会は、各学校に対策を含めた対応はされたんで

すか。

井上体育保健課長 まだ具体的な通知等はありませんが、毎年度当初に体育の授業、それから部活動も含めまして、より安全なというところで通知をしております。特に、委員ご指摘の、具体的にはシャトルランという種目でございますが、これは持久力を測る種目でございます。昔は、女子は1千メートル、男子は1,500メートルと、現在中学校でももちろんございます。ですけれども、1千メートルとか1,500メートルというのは全部走り切らないと終わらないというものであり、このシャトルランというのは、本人の体力に応じて途中でやめることも可能な種目でございます。

そういったことも含めて、より安全にということでは、今回は通知はまだ出しておりませんが、毎年度出しているということ。それから、各学校を対象とした研修会、講習会等ではその安全対策の旨を、注意を喚起しているところでございます。

井上委員 29ページ、大分県体育協会の今後のあり方について。スポーツだけじゃないと思うんだけど、東京五輪がもう4年後ということで、大分県もそろそろ心の準備をしておかないと。と言うのも、県外に行ったときなどに国体選手、オリンピック出場選手とかを比べてみると大分県は本当に少ないんだよね。もうちょっと頑張ってもらわないとね、そういう気がしました。もう少しめり張りのある、将来を見据えたものでないと、協賛するにしても強くなってはなかなか出してもらえないですよ。

そういった面で、もう少し掘り下げて特化してやるのかどうなのか、もう少し具体的に考えてほしいですね。こんな報告だけじゃなかなか、そのときだけであってね。とにかくめり張りのある将来というのをもう少し、来年か再来年ぐらい、ぜひとも心意気が見えるような形を出していただきたいと要望します。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。委員外議員の方、何かご発言ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、④から⑥の報告をお願いします。

藤本教育人事課長 資料の13ページをお開きください。

去る9月5日に福岡高裁での控訴審判決がありましたので、その対応についてご報告いたします。

資料の1当事者、2事件名についてはお手元の資料のとおりです。

3事案の概要の(2)にありますとおり、昨年2月23日に大分地裁判決があり、1点目として、大分県教育委員会が行った採用取り消し処分を取り消すとともに、2点目として、精神的苦痛に対する慰謝料等として33万円を支払えというものでございました。

その後、(3)のとおり、一審被告である大分県が控訴し、一審原告も損害賠償について附帯控訴を行ったところでございます。

4福岡高裁(二審)判決の結果の(2)アにありますとおり、判決は本件控訴及び本件附帯控訴をいずれも棄却するもので、一審判決結果のとおりとするというものでございました。

次に、イ争点に対する判断についてです。本訴訟の争点は、①～③の3点、すなわち、取り消し処分の前提として、本件採用決定が違法かどうか、そして本件取り消し処分が適法であるか、さらには国家賠償法上の違法が認められるかでございます。

1点目の本件採用決定の違法性についてですが、昨年の一審判決では、本件採用決定は

適法であると判断をされましたが、今回の判決では、客観的・事後的に見れば、地方公務員法第15条及び教育公務員特例法の要請する成績主義・能力実証主義の趣旨に反するものであったとし、本件採用決定は違法であることが認められました。

一方、2点目の本件採用決定を取り消したことの違法性についてですが、被控訴人は、本件採用決定に同意し、教員としての資格等を付与された者として、本件採用決定の存続及び適法性について信頼を寄せており、かつ、被控訴人は、加点操作について何ら関与しておらず、被控訴人の上記信頼は法的に見て保護に値するものと言えるとし、また、諸般の事情を総合考慮すると、本件取り消し処分によって生じる不利益と、取り消しをしないことによって本件採用決定に基づき既に生じた効果をそのまま維持することの不利益とを比較考量するも、本件採用決定を維持することが公共の福祉に照らして著しく不当であるとは認めることはできないとし、本件取り消し処分は違法とされました。

3点目の国家賠償法上の違法性についてですが、県教育委員会は、地方公務員法第15条に違反した採用につき、個別具体的な事情を考慮することなく取り消すことができるこの考え方のもとに被控訴人側の関与があったかどうかなどの具体的事情を調査・検討することなく本件取り消し処分をしたものであるから、控訴人は本件取り消し処分によって被控訴人に生じた損害を賠償する責任を負うとして、本件取り消し処分には、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があり、国家賠償法上違法とされております。

本件取り消し処分は、平成20年当時、教育委員会において、慎重に審議し、判断したものであり、取り消し処分が違法とされたことについては遺憾なものと考えております。

5今後の対応についてにありますとおり、取り消し処分及び国家賠償について上告を行いたいというふうに考え、既に9月16日に上告を行ったところでございます。

その理由としましては、6の上告を行う理由のとおりでございますが、地方公務員法及び教育公務員特例法の要請する成績主義・能力実証主義の趣旨に反する採用の違法性は重大であり、取り消し処分に関する下級審の判断も分かれているため、最高裁の判断を仰ぐ必要があると考えたところでございます。

また、取り消し処分の違法を前提とした国家賠償についても、最高裁の判断を仰ぐ必要があるものと考えたところでございます。

なお、米印に記載しているとおり、昨年3月6日の平成27年第1回定例会において、必要がある場合は、上告し又は和解するという議決を既にいただいているところで、この訴訟遂行の方針に従って今回上告をしたところでございます。

姫野高校教育課長 資料の15ページをお開きください。

国東高校で製造した清涼飲料水の異物混入事案についてご説明いたします。

1の概要でございますが、国東高校で8月10日に製造した濃縮オレンジジュース223本のうち2本にアリが混入していたことが販売前に判明いたしました。

2の経過にありますように、生徒及び職員が8月24日の学校での作業中にアリの混入を発見、その後、8月30日に県東部保健所による立入調査の際に管理職が認識し、教育委員会への報告がございました。

3課題でございますが、本事案の課題は、製造工程に基づいた適切な在庫管理と職員の食品製造に係る危機管理意識の向上であると捉えております。

4学校の対応でございますが、8月10日以前に製造した全ての製品の在庫128本を

店頭から回収いたしております。また、過去1年以内に製造、販売した製品も回収中であり、9月16日現在でジュース10本、ジャム5個を回収しております。

さらに、今回の事案を受け、在庫管理を徹底するために殺菌記録簿及びロット表示の作成、危機管理意識の向上を図る職員研修を実施いたしました。現在、加工室の機械を整備、点検中であり、保健所による確認を得た後、製造を再開する予定でございます。

5再発防止に向けた教育委員会の対応としては、全ての農業系高校を対象に文書での緊急調査を実施した上で、直接学校を訪問し、在庫管理等の状況確認を行っているところでございます。今後は、農場主任等を対象とした先進企業での研修を実施し、さらに食品の異物混入等に関する危機管理マニュアルの整備を進めたいと考えております。

続きまして、津久見高等学校海洋科学学校の本校化についてご説明いたします。

資料の16ページをごらんください。

1の概要ですが、去る第12回教育委員会会議におきまして、津久見高等学校海洋科学学校の本校化についてお諮りし、承認が得られたものでございます。

次に2の経過ですが、8月下旬に津久見市及び臼杵市におきまして地域別説明会を開催いたしました。両会場とも、本校化に対する反対意見は出ておらず、むしろ本校となった後の学校づくりに関する建設的な意見が多く出されたというふうに考えております。

3の本校化のメリットですが、まず、校長を中心とした水産教育の充実により、県の水産業振興に資する人材育成が促進されること、香川県との共同運航の準備や危機管理にスピード感を持って対応できること、さらに、海洋科学学校だけでなく津久見高校の充実を図ることができることなどが挙げられます。

4の今後のスケジュールですが、現在、校名について、ホームページ等を活用し広く一般の方々に公募をするとともに、臼杵市・津久見市の中学校・高等学校の生徒全員に応募用紙を配布し校名案を募っているところでございます。10月の教育委員会会議で校名候補を決定し、本年第4回定例会に設置条例一部改正案を提出させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

開校は来年4月を考えております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

濱田委員 海洋科学学校を新たに独立させるということですが、後期の高校再編が終わってまだ間がないわけですね。今3年目ですか、すぐに前決めたことをまた新たに替えて。いろんな要件があるというふうに説明がありましたけれども、我々議会、また私も、例えば、せめて県下に1校だけでも農業高校を単独校で守っていくべきだということを訴えてきました。しかし、残念ながら今の総合高校に学科として残るだけになったわけですね。だから、水産事業の重大性とか、高校生、いわゆる後継者を残していくということは十分にわかります。だけど、わずか3年で、県でしっかり決めていろんな議論があったものをあえて替えていくという大きな要件は何でしょうか。

もう1点は、これから先、もし地域で今の学科をもう1回再編成をするというようなことが生じた場合、その対応は考えておられるかお聞きしたいと思います。

姫野高校教育課長 委員おっしゃるように、農業高校の活性化というのは大変大きな課題であると考えております。その上で、なぜ海洋科学学校を今かというご質問だと判断しております。当初、海洋科学学校につきましては、生徒募集等の関係で1学級規模という状況に

ございました。その際、国の標準法の規定により1学級は分校というところが、平成23年度に法律が改正され、1学級においても本校は可能というところが1つ大きな状況と。

2点目は、海洋を取り巻く人材育成が大きな変化を、需要と供給の関係で求められているというのが変更があった点。そして、共同運行において香川県と今後実施していく際の危機管理というところの状況変化、さらに津久見高校におきましても、現校長を中心とした学校の充実というところで、海洋科学学校の本校化を進めさせていただいているところでございます。

2点目につきましては、現在、地域の高校活性化事業等で、多くの学校の定員確保の課題について、生徒に選ばれる学校ということで、特色、魅力ある学校づくりを推進し学校の充実を図っているところでございます。

濱田委員 わずか2年前ですから、当然そういうことも予測されておったと思うんですね。予測されておって、第2期が終わったというのに改めてやるということは、どうも私は納得はできません。もし今後いろんなそういう要件があったときは、まずはじっくり考え直していただきたい。わずか1学級で独立してやることができるんなら、いろんな意味でもうちょっと高校の展開というのは将来的に考えられるんじゃないかと。

先ほど国東高校の件がありました。私の事務所の隣が美山高校ですけれども、農作物とか苗とか、こういう加工品を販売する日は物すごく買いに来る方が多いんですね。やっぱり高校がつくっているという信頼感があると思うんですよ。

逆に言えば、学校ということで、そういう製造段階で随分いろんな環境の問題、衛生の問題は甘いと思うんですね。だから、より注意をしないとこういう問題が発生する可能性があります。こういうものを含めて地域に本当に密着した実業系の学校、特にこの農産物を販売をすることに対しては十分注意していただきたい。

そして、販売額は1度全部県に入り、それはまた地域や学校のほうに戻ったりいろんなことに使われると思いますが、今、農業科の学校での総販売額はどのくらいあるのですか。

森崎教育財務課長 農業会計で。独立採算で約5千万円ちょっとですね、5千二、三百万でございます。農業高校全体の9校です。

濱田委員 農業学科ですね。

森崎教育財務課長 はい。

堤委員 上告の関係です。先日の質疑の答弁で、行政機関として権限が及ぶ範囲内で可能な限り事実関係を調査したと言ってますよね。しかしきょうの国家賠償法上の違法性の中では、明らかに県教育委員会が勝手に男性の関与があったのではないかと具体的事情を調査検討することなく処分をしたと明確に言っているわけですね。

この部分は、教育長の答弁と裁判所の判断が全く違う状況なんですけれども、この違いをどういうふうに考えるのかと。教育委員会のホームページをちょっと見ましたが、きょうの文章と同じような羅列をしている状況だけと。ですから、教育委員会のこの上告に対する基本的な考え方、上告についての意見があれば教えていただきたいと思います。

藤本教育人事課長 資料14ページの③についての判決の内容でございますが、今回の高裁の判決がこのような形でございました。また、別の裁判の大分地裁の状況につきましては、今回の国家賠償法の違法性について県の行った調査結果について強制的な調査権限を有しているものではないことからすると、プロジェクトチームにおける本件調査も現実的

には関係者からの事情聴取に限定され、原告が不正に関与していなかったことについて、十分な調査が果たせなかったことにやむを得ない面もあるというような判決も出たところでございますので、そこら当たりも含めて最高裁の判断を仰ぎたいということで上告をしたところでございます。

それと教育委員会の議論の中ですけれども、やはり採用は、一審では適法とされたものが二審の福岡高裁では採用は違法だったということで、それなのに取り消しが認められなかったものは、やはり公共の福祉の観点からどうなのかというご意見、実際に加点の事実、一次試験、二次試験の加点で本来であれば合格のラインに入っていなかった者が合格とされたもの、これをそのままにしておくことがどうであるか、ということも議論がありました。そして最終的にやはり能力実証がされていない教員を正規教員としてそのままにすることについては、やはり県民の理解がどうなのかというような意見もございました。

堤委員 一審の判決ではそうですね。しかし今度の高裁の判決ではそれが全く逆になっているわけでしょう、判決理由の中で、事実関係をちゃんと調べてなかったと。ですからこの違い、上告をしていますけれども、今の段階で一応高裁が1番上の判決になっているわけですよ。これに対して教育長の答弁は全く違うのはどういうことなのかがいまだによくわからない。本来ではここら辺も加味しながらどのようなPTでの調査が本当に限界であったのかということもね、教育委員会の中でもう一度議論すべきだと思うんですけれども、どうもなかったような気がするんです。そういう点で高裁に対する、判決に対する内容と全く違うというところ、そこらを再度きちっと説明してください。

藤本教育人事課長 県のほうの主張につきましては、やはり採用、不正な加点によって合格とされた者は採用自体が違法であるということと、その違法である採用については、やはり取り消す必要があるということでずっと主張してまいりました。そこらあたりで、今回の国家賠償法上の違法というのは、取り消しが違法であったからこれに基づく賠償を、責任を負うんだということでの国家賠償法上の責任ということでございますので、そもそも取り消しの違法、ここをやはり県の教育委員会としては、取り消しは適法であったということで上告をしたということでございます。

堤委員 別に上告の理由を聞いているのではなくて、高裁の国家賠償法の関係で言うと、全く言っていることと判決の理由が違うわけでしょう。それはもう事実ですよ。ですからその違っている事実についてどのように思うんですかということをも単刀直入に聞いているんです。

藤本教育人事課長 ここでは、具体的な事情を調査検討することなく取り消されるものであるということをも前提に取り消したということで国家賠償法上の違法性、取り消しは違法であるのでそこに国家賠償法上の責任があるというような判決でございます。県の調査の中では、聞き取り、事情聴取、あと文書調査等で実施をしてそのところまでの究明には至らなかったということでの内容でありますので、そのところについては今まで申し上げたとおりでございます。

堤委員 国家賠償法上の違法性の中で、検討することなく本件を取り消し処分としたものだから、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさなかった過失があると、だから国家賠償で云々だよと判決が出ているんですよ。しかし教育長はそういうことを言っていないわけですよ。なぜ教育長はそういう答弁をされているのか、全くこれについては教育委員会

の中でも検討も加えられてないのか。つまり、この注意義務を尽くさなかった、過失があるよと弾劾してるわけですね、また検討することなくと、これも弾劾しているわけですよ。しかし教育長、教育委員会の結論は違うわけですから。ですから上告ということになっているんだけど、しかし、その違う部分について、具体的に議論がもっとなされたのかというところが非常に疑問なんですよ。弾劾されている以上、これについて真摯に考えたのかというところを再度聞きたいです。

藤本教育人事課長 さきほどからも申し上げているとおり、採用が違法であったからこれは取り消すべきであるということ、取り消しは適法であるということとをずっと主張してまいりました。ここが今回の事案の二審でも、採用は違法だけれども取り消しはそこまで公共の福祉に照らして著しく不当ではないから認められることで違法にされたというようなこととございます。そこらあたりのところを最高裁の判断を仰ぐ必要があるということ、取り消しが違法であるということに基づいての国家賠償法上の違法ということもございますので、その両方をあわせて最高裁の判断を仰ぐ上告の手続をしたということとございます。

堤委員 上告を行う理由の中で、下級審の判断も分かれていると。仮に分かれていなかったら上告しなかったということですか。

藤本教育人事課長 仮定の話については、ちょっとここではお答えができませんけれども、今回こういう結果になったということとございます。

堤委員 こういうことを書くからそごになるわけです。仮定の話として、一審二審が同じ判決であれば上告しなかったということも考えられるんだなととれる文書でしょ、これは。上告は決定してしまったけれども、ぜひ断念してください。

工藤教育長 我々が最大の課題として捉えたのは、地方公務員法第15条の考え方で、公益上こういう8年前の状況の中で採用したこと自体、やはり（聴取不能）が非常に大きいということが一番大きな議論でありました。この事案について、結果的に見ると採用してもいいのではないかという結論になるわけですが、それに対しては、やはり不適正な、違法な手続をした上で採用をしてしまったということに対しては明確な違法性があると。それを1番論点として議論をしてきました。

上告の理由のことを委員が言われましたけれども、下級審が割れているという状況とございます。今言いましたように、地方公務員法から教育公務員特例法、ここによるいわゆるメリットシステム、成績主義、能力実証主義、これが一番大事なことなんだということで、それ以後8年間も懸命にやってきているわけですから、この違法性というものはしっかり捉えてほしいということが上告の最大の理由です。

状況として、こういう判断が分かれているということもありますからと言いましたけれども、1番大きな理由はそこにあります。ですから、答弁するときに私はそういう意味合いで委員にはお答えをしたつもりでありました。

馬場委員 具体的な事情を調査検討することなく本件の取り消し処分をしたものであるからというところが明確に述べられているんですけども、この部分については、先ほどもありましたように教育委員会の中で論議はなかったのでしょうか。

藤本教育人事課長 何点加点されたから合格したというのはもう明らかにされていますので、その点については、やはり取り消されるべきということと議論をしたところでござい

ます。

末宗委員 感想を聞きたいんだけど、下級審で判断が分かるとか、今回の高裁の判断とか、その裁判官というのは大体どのくらいのレベルにあるのかなと思ってね。行政観とか教育観とかがあるように感じたか感じないか。感じなかったから上告するんだらうという解釈なんだけど、そういう形で理解していいのかな、どうですか。

藤本教育人事課長 お答えはなかなか難しいところなんですけれども、やはり県の主張、やはり採用の違法性というところは認められました。しかしながら、それを取り消すのは違法ですよというところは、やはり主張していく必要があるということで上告をしたところでございます。

二ノ宮副委員長 15ページの国東高校の異物混入のことです。要望なんですけど、本当に残念なことが起こったというのが私の気持ちです。と言うのも、県内所管事務調査でずっと実業高校等を回ったんですね。学校は話題性とか技術力向上ということで、トマトをつくったり、こういうジュースをつくったり本当に努力をしているのを見てきました。今回のことで、再発防止に向けて取り組むのはもちろん大切なことだと思うんですけど、こういうことが起こると日本というのはがんじがらめにしてしまって、せっかくのいい芽を摘んでしまうということをよく見てきています。特に行政としては間違いさえなければいいんだということで、いろんな再発防止策を書いているんですが、そういうことによって、学校とか生徒のやる気をなくすようなことのないように、特に注意してください。

ぜひその点よろしく願いいたします。

嶋委員長 答弁いらないですね。ほかにございませんか、委員外議員の方。

平岩委員外議員 裁判の上告のことですが、きょうが上告の期限だったんですね。9月16日にもう上告をされたという説明でしたけれども。ここは裁判所じゃないので陳述するわけじゃないんですけれど、控訴人に加点をしたのは誰ですか。

藤本教育人事課長 成績の一覧表を不正に操作したのは県の教育委員会の職員であります。

平岩委員外議員 控訴人は加点をすることを依頼していたのですか。

藤本教育人事課長 そのところは、明確なところはわかりません。

平岩委員外議員 そこが調査ができていないということだと思うんですけど。頼んでいないのに加点をしたのは教育委員会だと思うんですね。ここにいる人たちはそのとき誰も教育委員会にはいらっしやらなかったと思うんですけど。1年前、控訴をするという議案が出たときに、みんないろいろ意見が分かれました。こういう制度があるから高裁できちっと正しいということがわかれば、それはそれでいいんじゃないかというところで高裁に打って出ること賛成した方もいらっしやるし、私は、もう地裁でこれだけの判決が出ている、県教育委員会の言い分を棄却しているんだから、これはもうやめたほうがいいという意見を言いました。

今回地裁でもこういう判決が出て、高裁でもこういう判決が出て、私はそのことがもっと重要視されるべきだったのではないかと思います。8年間被控訴人は苦しんできましたし、次の年には臨時講師をしながらも試験を受ける機会も奪われてしまっていたんですね、通達を受けたのが今の時期でしたので。だから、そういうことも考えて、もう8年間苦しめてきたんだから、私はこの裁判を上告してほしくなかったと思っています。感想です。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際何かありませんか。

堤委員 5年前に大分県立盲学校で重油漏れの事故がありましたね。あの工事は終わったのか、経過がわからないので教えていただけませんか。

森崎教育財務課長 あれから5年ほど経ちますけど、今もまだ重油を回収しております。同時にモニタリング調査として、外見からの調査、それから実際検査をする調査、そういうものをやっております。また、そのことについて地区の住民の方に、一定期間ごとに報告している状況でございます。

堤委員 大体いつごろまでの計画になるのですか。

森崎教育財務課長 今ちょうど調査をしているところですので、私どもとしては早く終息させたいという気持ちでございますけれども、今後とも調査とかを待って、その結果を見てから、終息に向けて頑張りたいと思っています。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、これをもちまして教育委員会関係の審査を終わります。執行部はご苦労さまでした。

暫時休憩します。再開は15時とします。

14時52分休憩

15時00分再開

嶋委員長 これより警察本部関係の審査を行います。

高橋公安委員長 大分県公安委員会委員長の高橋でございます。

嶋委員長を初め、委員の皆様方、本日委員外議員としてご出席の各議員の皆様方におかれましては、平素から、大分県公安委員会並びに大分県警察の業務運営各般にわたりご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼申し上げます。

今般、別府警察署における不適正事案に引き続いて宇佐警察署の警察官の逮捕事案が発生しましたことは、警察官の規範意識の低下が懸念されるゆゆしき事態と考え、県民の代表として警察を管理する立場にあります公安委員会といたしましても、極めて遺憾に思っております。

特に、別府警察署での不適正な捜査に関しましては、県警から報告を受けた当初より、事実関係を厳正に調査し適切に対処するよう強く求めました。その後、県警より詳細な調査及び捜査の結果報告を受け、今回の事案は、撮影の必要性、相当性もなく不適正な捜査であったことが判明し、関係職員を事件送致し、それぞれの責任の程度に応じた懲戒処分等を行うに至ったものであります。

申すまでもなく、警察捜査には、県民の深いご理解とご協力が必要不可欠であり、県警には、失った県民の期待と信頼を取り戻すため、松坂本部長を先頭に全職員が一丸となって、適正捜査と再発防止に取り組むとともに、県民とともに歩む力強い警察との運営方針のもと、県民の安全安心の実現に向け、全ての業務においても実績を挙げるように指導をいたしております。

現在、県警においても、今回の事案を教訓とし、再発防止対策に向け全力で取り組んで

いるところではありますが、今後、公安委員会といたしましても、県警より、随時、必要な報告を求め、県民の目線から適宜必要な指導・助言を行い、県警に対する適正な管理に努めてまいり所存でございます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

松坂警察本部長 嶋委員長を初め、委員の皆様方、また、委員外議員の皆様方におかれましては、平素から警察業務運営の各般にわたりご理解、ご協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

本日は、まずもって今回の別府警察署における不適正な捜査について、関係者の皆様に対して、心よりお詫び申し上げますとともに、警察に対する期待と信頼を大きく損なってしまったことについて、県民の皆様に対しましても大変申しわけなく感じております。

また、本事案の発生を受け、信頼回復に向け組織を挙げて取り組んでいる最中に、宇佐警察署の警察官が窃盗で逮捕されたことは誠に遺憾であり、被害者の方及び信頼回復に期待していただいている委員長を初め委員の皆様、そして県民の皆様方に対しましても、深くおわび申し上げます。

今後より一層、職員の指導・教育を徹底し、信頼回復に努めるとともに、県警一丸となって県民の安全を全力で守ってまいり所存であります。

別府警察署における不適正な捜査に関する調査結果につきましては後ほど、諸般の報告の中でご報告申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

嶋委員長 それでは、まず、第87号議案工事請負契約の締結について、執行部の説明を求めます。

加門警務部長 議案書の31ページ及び文教警察委員会説明資料1ページをお開きください。

第87号議案工事請負契約の締結についてご説明いたします。

これは、大分東警察署整備事業における庁舎新築工事に係る工事請負契約の締結であります。まず、用地につきましては、大分県土地開発公社に用地取得及び造成工事を委託し、昨年度、大分市大字鶴崎字寺畑2200番8、旧住友化学大分工場所有地の一角を取得いたしました。ここに、鉄筋コンクリート造4階建、延べ床面積4,288.60平方メートルの庁舎を新築するものでございます。

契約金額は7億9,164万円、工期は着工が契約締結の日の翌日、完成が平成30年1月31日といたしまして、落札しました熊野・ナカノス建設工事共同企業体との工事請負契約を締結するため、議会の承認をお願いするものでございます。

なお、この工事の完成は平成30年1月31日としておりますが、この後に警察無線の設置工事や机等の備品の搬入を行い、新庁舎での業務開始は平成30年3月末ごろを予定しております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

堤委員 さっき言われた無線の関係は、この7億9千万円の中に入っているのですか。

加門警務部長 こちらにつきましては建設工事のみとなります。

甲斐会計課長 無線の工事は別工事になります。また事後の発注になります。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第88号議案大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

加門警務部長 議案書の32ページをお開きください。

第88号議案大分県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正についてご説明いたします。委員会資料の2ページから3ページですが、3ページ目のA3の資料でご説明いたします。

今回一部改正いたします、大分県警察本部の内部組織に関する条例は、資料の右端に記載のとおり、警察本部に置く部、そして各部の分掌事務を定めております。

この分掌事務につきましては、法令をさかのぼりますと、資料左の警察法第47条第4項に「警視庁及び道府県警察本部の内部組織は、政令の定める基準に従い、条例で定める。」と規定されており、その基準は資料中央のとおり警察法施行令別表、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準として示され、この基準に基づき右端のように条例で定めているところでございます。

今回、政令が改正されることとなりましたのは、資料左下に新法と書いておりますが、本年6月7日に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律が公布されたためであります。

この法律は、平成25年アルジェリアで発生した日本人が犠牲となる人質事件が契機となって制定されたもので、国外の犯罪行為により亡くなった日本国民の遺族または障がいが残った日本国民に対する経済的支援を行うというものです。

施行は、本年11月30日でございます。これに伴い、資料の中央、警察法施行令の別表、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準に赤字で記載してありますとおり、警務部の所掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することが追加されることとなりました。

したがって、大分県警察本部の内部組織に関する条例につきましても、政令と同じ形で、分掌事務を追加するというものでございます。

条例の施行期日は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律の施行に合わせ、本年11月30日としております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

堤委員 警察法施行令第4条の別表第1のネ犯罪被害者等給付金に関する事、これは多分国内での犯罪被害者のことだろうと思っております。今まで国外でテロとか、犯罪という範疇がちょっとよくわからないのですが、犯罪というのはどこまで入るのかということ、これは犯罪に関係するから警察、公安委員会が支給をするということなのかな。一般的に厚生労働省とかの給付金のような感じがしないでもないんだけど、何で警察がすることになっているかがわかれば教えていただきたい。

足立広報課犯罪被害者支援室長 警察が扱う犯罪被害給付金は、日本国内で行われた故意の身体犯で日本国内で被害を受けた場合に、その条件等に該当すれば給付金を支給すると。国が加害者にかかわって給付金を支給し、加害者に対して請求権をもらえるという制度にな

っております。

堤委員 国外の犯罪は。

足立広報課犯罪被害者支援室長 今までの法律の中では対象外になっております。

堤委員 国外の犯罪の範疇はどこまでになるんですか。

足立広報課犯罪被害者支援室長 日本国外で行われた人の生命・身体を害する故意の犯罪行為というふうになっております。

末宗委員 大体今までの年度ごとに、どれくらいの人数が想定されてこういう新法ができたのかお聞きしたいんだけど。

足立広報課犯罪被害者支援室長 外務省が在外公館からの報告に基づき作成している海外邦人援護統計によりますと、平均年20人程度となっております。他方、海外の犯罪被害により障がいが残った方についての統計資料は、現在資料が残っておりませんので、何人いるかというところはわかりませんが、毎年1名程度ではないかというふうに把握をしております。障がいのほうの見舞金の方はですね。亡くなられる方は20人程度、1級の重障がいを負う方は1人程度ではないかと試算をしております。

末宗委員 障がいが残らない程度のけがとかには全く出ないということでしょうか。

足立広報課犯罪被害者支援室長 今回の法律につきましては、あくまでも亡くなった方、1級程度の重い障がいが残った方が対象となっております。それ以外の方については対象になっておりません。2級、3級等につきましては該当から外れてしまいます。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、合い議案件の審査を行います。

福祉保健生活環境委員会から合い議のありました請願20犯罪被害者等に関する条例制定を求めることについて、執行部の説明を求めます。

吉永広報課長 お手元の請願文書表をごらんください。

請願20犯罪被害者等に関する条例制定を求める請願が議長に提出されたことから、県警が行っている犯罪被害者支援に関する取り組みについて、別冊の警察による犯罪被害者支援と書かれた資料でご説明いたします。

資料の3ページをお開きください。

犯罪被害者支援の経緯ですけれども、警察が行う犯罪被害者支援につきましては、昭和49年に発生した三菱重工ビル爆破事件などを契機に昭和55年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、我が国における犯罪被害者への経済的援助が始まりました。

次に4ページをお開きください。

犯罪被害者支援の取り組みについてですが、平成8年2月、各種犯罪被害者支援施策を総合的に推進するに当たっての基本方針を取りまとめた被害者対策要綱が警察庁において制定され、その要綱に基づき各県警において犯罪被害者支援施策の計画及び検証が始まりました。その後、平成16年12月に犯罪被害者等基本法、平成17年12月に第1次犯

罪被害者等基本計画が策定され、基本計画に基づき警察が実施すべき項目について推進しているところであります。

次に、6ページをお開きください。

犯罪被害者支援のための具体的施策としましては、刑事手続の概要や犯罪被害者等が利用できる制度等についてわかりやすくした被害者の手引の作成・配付、7ページに記載しています、捜査の進捗状況や被疑者の検挙情報及び起訴・不起訴の処分結果などを知らせる被害者連絡制度、9ページに記載しています犯罪被害給付制度、そして14ページに記載しています相談対応、公費負担や付き添いによる捜査過程における犯罪被害者の負担の軽減のほか、17ページ以降に記載されてる警察の各分野における施策を行っているところであります。

大分県警におきましては、平成27年中、殺人事件や性犯罪被害者及び交通死亡事故等232人の犯罪被害者やそのご家族に対し、病院等への付き添いや情報提供等を813回実施し、被害者連絡を826回実施しております。

また、犯罪被害者等給付金につきましては、故意の犯罪行為により死亡、重傷病または障がいという被害を受けたにもかかわらず、何らかの公的救済や加害者からの損害賠償も得られない、犯罪被害者または第1順位遺族の6人に対し、平成27年中、約1,500万円の給付金の裁定を行っており、その後、国から給付金が支給されております。

公費負担につきましては、犯罪を立証するための診断書料、死体検案書料、性犯罪被害者の初診料、性感染症検査料、緊急避妊の費用等を平成27年中は約180件、210万円を公費で負担しております。

また、お手元に配付しております大分県犯罪被害者等支援推進指針につきましては、知事部局により、犯罪被害者支援に取り組む県の姿勢を明確化するため第2次犯罪被害者等基本計画をもとに本年4月に策定されました。

この指針策定に当たり、警察に関する部分も多数あることから、県警としても協力をしているところであります。

なお、条例につきましては、犯罪被害白書によりますと、犯罪被害者等支援に特化した条例を制定をしているのは全国で7県、安全・安心まちづくり条例等に犯罪被害者の項目を盛り込んでいるのは20府県となっております。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

井上委員 10ページの犯罪被害者の給付金の対象になるのは、交通機関とかそういった事故のみですか。例えば、日本航空機内とか、そういう交通機関、車とかでしょうか。

足立広報課犯罪被害者支援室長 犯罪被害者等の法律の中に対象となる犯罪被害ということで、条文に内容が含まれております。ですから、日本国内は普通の日本国内における犯罪行為、日本国外にある日本船舶内、もしくは日本航空機内で行われた故意の身体犯、例えば、船の中で殺人事件が起きたという場合ですね、航空機の中で故意の身体犯があった場合が給付金の対象となっております。ですから、飛行機が落ちたというのは故意の身体犯になりませんので対象とはなりません。

井上委員 事故の判断ですが、機内とか自動車とか、そういうものだけが対象ですか。テロで亡くなるとかも1つの犯罪の中で起こった事件として対象になるんですか。

足立広報課犯罪被害者支援室長 それが故意の身体犯に該当するかという判断がまず出て

きますけれども。日本航空機ですよね、それが故意に落とされた身体犯であれば、テロになれば、この分については給付金の該当になるかと思えます。

堤委員 この大分県犯罪被害者等支援推進指針の中にいろんな対象があるんですね。例えば、5ページの公営住宅、県営住宅に入居できるよと。こういう場合には窓口はどうなるのか。公営住宅であれば、県の住宅供給公社が窓口となって警察と相談するのか、その窓口の一本化というのは決まっているかどうか教えてください。

足立広報課犯罪被害者支援室長 5ページを見ていただきますと、後ろのほうに括弧書きがあります。犯罪被害者等を対象とした県営住宅への優先的入居、目的外使用許可を実施というのは、公営住宅室が主管課になります。そちらから私どもに、そういう犯罪に遭った被害者かを確認するようになっており、そこで連携をとって入居できるようになっております。

嶋委員長 同様の条例が制定されているのが7県、安全・安心条例で20道府県、全国で27道府県が同様の条例を制定しているようですが、ほかに条例制定の作業が進んでいる都道府県はあるのでしょうか。

足立広報課犯罪被害者支援室長 先日確認した段階ではこの分が確定しています。佐賀県は項目が盛り込まれた条例をつくっていたんですけど、単独条例をつくろうかという動きがあり、市長会から県知事に条例をつくってくれませんかという申し出をするとかいう動きは聞いております。

嶋委員長 本県ではこの4月に策定された指針がありますけれども、この犯罪被害者を社会全体でしっかり支えていくという機運をつくっていくことも大事だと思います。条例を制定すべきではないかなという思いもあるんですが、いかがでしょうか。ここでその議論をするわけじゃないんですが、この請願も採択すべきということではないかなと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、本請願は採択すべきものと福祉保健生活環境委員会に回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、そのように決定いたしました。

次に、執行部より報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

松坂警察本部長 それでは、別府警察署における不適正な捜査に関する調査結果等について、お手元にある資料に沿ってご説明いたします。

まず、1事案の概要についてですが、別府警察署では、第24回参議院議員通常選挙の違反取り締まりにおいて、公示日より前に、公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物が、これに反して選挙運動をしていると疑われる複数の情報を入手したことから、この人物の違反行為に関する証拠を採取する目的で、ことしの6月18日夜、別府地区労働福祉会館の敷地内にビデオカメラ2台を設置し、同会館の館関係者に発見される6月24日までの間、断続的に同敷地内を撮影したというものであります。

このビデオカメラを設置して撮影する必要があると判断したのは、別府警察署の刑事官であります。この者は、入手した容疑情報からこの会館東側に位置する駐車場において、

選挙運動が禁止されている特定の人物による選挙運動が行われる可能性があるとして判断し、会館西側の雑草地にビデオカメラ2台を取り付け、会館の駐車場を撮影するとともに、ビデオカメラから駐車場まで距離があることから、違反行為をした者を識別するために、会館の出入口付近を撮影することとしたものであります。

次に、2本件調査結果についてであります。

警察本部は、6月24日に別府警察署から報告を受けて初めて本件事案を認知し、直ちに必要な調査及び捜査を実施いたしました。

その結果、今回の事案は、別府警察署における参議院議員通常選挙の違反取り締まりにおいて、他人の管理する土地に無断で立ち入り、ビデオカメラを設置して敷地内を撮影したものと判明し、この行為は、建造物侵入罪に該当する違法行為である上、その必要性及び相当性も認められないことから、不適正な捜査と判断いたしました。

これまで、捜査に当たっては、人権の尊重に留意するよう指導してきたところですが、今回の事案では、この点についての配慮が全くなされていなかったと言わざるを得ません。

なお、別府警察署では、同会館に出入りする全ての人物を撮影することはもちろん、会館に入居する団体の活動を監視する目的はなく、また、ビデオカメラで撮影された人物等を特定する作業も一切行っておりません。

次に、3事件送致についてであります。

本年8月26日付で、ビデオカメラを設置して撮影することを判断した別府警察署刑事官、刑事第二課長、刑事課員2名の計4名を、ビデオカメラの設置や記録媒体交換等の目的で、ことしの6月18日から21日までの間に、7回にわたり、別府地区労働福祉会館敷地内に無断で立ち入った建造物侵入罪で大分地方検察庁に任意送致しております。

次に、4懲戒処分等についてであります。

不適正な捜査を指示・容認した刑事官ら捜査幹部、その下で実際に当該行為を行った捜査員、また、これらを適切に監督すべき責任のあった警察署長及び副署長の計6名に対し、懲戒処分等を行いました。本件に係る一連の処分は、事案の内容を踏まえ、関係者それぞれの責任の程度に応じて行ったものであります。

最後に、5主な再発防止措置についてですが、大分県警察では、これまでも適正捜査の推進及び業務管理の徹底について指導・教育を行ってきたところですが、今回の不適正事案を受けて、さらに、警察本部長及び刑事部長により、さらなる組織的な捜査管理の徹底及び指導・教育等を指示するとともに、刑事部長及び刑事部幹部による各警察署に対する巡回教育等を実施いたしました。

特に、捜査用カメラの使用については、8月29日付で通達を発し、任意捜査としての許容性の確認の徹底、捜査用カメラ設置箇所等の確認等、捜査幹部による具体的な捜査指揮の3点を主な柱とし、捜査活動のために用いるビデオカメラの適正な使用の徹底を指示しており、さらに、いわゆる設置型のビデオカメラを捜査活動等に使用する際は、必ず、当該事案を主管する警察本部の業務主管課と事前協議を行うことを義務づけ、適正運用に、より慎重な検討を行うよう図りました。

また、これらの再発防止策の概要につきましては、県警ホームページにも掲載したところであります。

今後も、あらゆる機会を通じて、捜査幹部を含む全捜査員に対して、適正捜査に関する指導・教育を継続的に実施し、同種事案の再発防止に努めてまいり所存であります。

なお、再発防止策につきまして、配付資料に基づき刑事部長から説明をさせたいと思います。

小代刑事部長 今回の事案を教訓に、新たに規定を整備いたしました。1ページ目の第1のところでございます。新たに整備した規定は2つございます。(1)については、適正使用の要件を定めたものでありまして、8月29日付で刑事企画課長から捜査用カメラの適正な使用の徹底について示したものでございます。この中で、捜査用カメラを使用する際の検討すべき事項を明示いたしました。この3本柱についてご説明をいたします。

2ページ目に、この8月29日付の説明を詳しく載せております。この1の任意捜査としての許容性の確認の徹底ということについてご説明をいたします。

捜査用カメラを用いて撮影などしようとするときは、当該場所の性質や撮影等の具体的目的、これは現行犯の立証だとか、既に行われた犯罪の犯人の特定、もしくは当該現場において犯罪が発生する蓋然性が認められるのかといったようなこと。さらには撮影等の必要性、これは事件の重大性だとか嫌疑の程度などであります。また、撮影方法の相当性ということではありますが、これは第三者がその撮影対象に含まれるか否かなどについてであります。対象事件の具体的状況に即して、可能な限りこれらの子細に検討した上で実施するとともに、撮影等の継続の必要性についても随時検討することとしたものでございます。

2の捜査用カメラ設置箇所等の確認ということでございますが、これは捜査用カメラを特定の位置に固定して撮影などしようとする場合には、その設置箇所はもとより、設置等のため立ち入る必要のある土地または建物の管理者を確実に確認し、捜査の秘密に留意の上、捜査用カメラの設置または土地などへの立ち入りについて、当該管理者の承諾を得ることを示したものでございます。

3の捜査幹部による具体的な捜査指揮ということではありますが、これは捜査員の報告のみに頼るのではなく、捜査指揮にあってはみずからその必要性だとか相当性についての捜査報告書だとか、設置する場所の図面等、その資料を点検し、十分に検討の上、具体的な捜査指揮を行うことを示したものでございます。

(2)の設置型ビデオカメラの適正な運用に関しては、本部主管課長と事前協議を義務づけたところでございます。これについては、3ページ目の資料に詳しく記載しております。対象とする設置型ビデオというのは、いわゆるハンディ式のビデオカメラ等を含むものでございます。それから、対象とする警察活動については、もちろん警察活動全般をいいますが、署長指揮事件を含む捜査活動のみならず、被害者支援活動や保護対策活動も含むものいたしました。それから、3として本部主管課長との事前協議の手続について義務づけたところでございまして、これらは先ほど言いました設置の必要性だとか相当性を慎重に検討した内容をその事件の主管課長と協議をするわけではありますが、必要によって刑事企画課長と協議した上でビデオ撮影の必要性だとか相当性を判断し、個々の具体的事案に応じて撮影の可否、または設置場所や撮影方法等を選定し、署長に助言するというところでございます。このように、これまで一般署長指揮事件については署長の責任において設置していたところを署長と本部所属の責任を明確化したともいえるわけでございます。

次に、2の公安委員会に対する報告でございます。これらの防止対策については、先日

公安委員会に報告をいたしました。そうしたところ、3点について指導、助言をいただきました。まず1つ目は、県民への説明を責任を果たすという観点から、ホームページに載せること。2つ目は、部内に周知徹底を図ること。それから、3つ目は、このビデオカメラの運用状況について公安委員会に報告をすること。この3点についての指示がございました。

そして、3の新たな規定の周知徹底等についてご説明をいたします。

公安委員会より指示を受け、1つはこれらの事項に関して現場の捜査幹部に対する意識づけを現在刑事部幹部によって全警察署の特別巡回指導を実施しているところでございます。それから、捜査員のみならず、全職員を対象とした教養もこれから進めてまいります。10月3日から11月29日の間開催されます第2、第3四半期の総合監察時において、全捜査員を対象とした教養を実施いたします。それから、各警察署の例会等を利用した全警察職員を対象とした巡回指導も実施してまいります。

最後に4の今後の方針でございますが、今後は総合監察時における検証など、随時にその結果を公安委員会に報告して、必要な指導や助言を受けるとともに、適正捜査に関する指導教養を継続的に実施し、同種事案の再発防止に努めてまいる覚悟でございます。

それから、最後の4ページ目の資料でございますが、今回8月26日に事件送致をし、関係者の処分を行った際に、公安委員会から信頼回復に向け全組織を挙げて適正かつ適正な捜査活動に取り組むとの指示を受けました。その指示に基づき、8月30日付で警察本部長より業務上の不適正事案の防止に向けて万全を期すとともに、県民の信頼を1日でも早く回復するための積極的な警察活動の推進に努めるよう通達を発出したものでございます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

堤委員 代表質問や一般質問、質疑等を聞いて、私なりに疑問に思ったことを聞きますので、ちょっと時間をください。

まず、本部長は議会答弁の中で、再発防止策をとっていくことが私の責任ではないかと考えているという答弁をされております。そして、捜査カメラの使用は任意捜査の許容性の確認の徹底、設置箇所の確認、幹部等々によるさまざまな協議をしていくとお話された、今の報告にもございました。しかし、それが妥当であるかどうかというのは、公安委員会には15日以降説明するというお話もありましたけれども、しかし、それが県民にはなかなかわからない。どのような判断でそれが公安委員会に報告されているのか、またはどういう経過で、捜査用カメラの設置をされているのかが一般県民にはわからないんですね。それをどういう形でチェックをしていくのか。また、妥当と判断した場合、県民にはどのように説明をしていくのか、それがまず1点。

2つ目には、警察庁は8月26日に捜査用カメラの適正な使用の徹底についてという通達を出しております。ビデオカメラの撮影について、通達は、必要な範囲と相当な方法、今もそうですけれども、任意捜査として許されると強調されている。今の報告もそれに基づいた内容だというふうに思いますけれども、裁判所の令状がなくても撮影ができるという内容になっているわけですね。期間や場所などは捜査幹部の判断任せになっている。

一方で、カメラの設置または土地等への立ち入りについては当該管理者の承諾を得ることと、今回の事件は、他人の敷地に無断で立ち入ったことが問題の中心であるかのような

通達となっていると思いましたが。これでは違法捜査がまかり通ってしまうのではないかと。憲法第35条に基づく現行犯逮捕を除く令状主義に基づくことが事件の再発防止につながるのではないかと思います。これについての見解。

3点目については、捜査用カメラの設置について最高裁の判例でも、現に犯罪が行われているか、またはその後となっているけれども、今回の事件では全くこのような経緯ではない。これは質問をしましたがけれども、本部長はその答弁で、人権の尊重に配慮が足りなかった、不適正な捜査、これ今も繰り返しておりますけれども、不特定多数を長期間撮影しているような捜査用カメラの設置について、配慮の欠如で済む話ではないと思えます。建造物侵入も当然違法ですけれども、設置したこと自体、憲法違反と考えていないのでしょうか。

また、今回の事案は選挙違反事案として撮影したと言っていますけれども、過去、選挙違反捜査において捜査用カメラの設置をしたことがあるのでしょうか。選挙の自由を侵害するようなものであって、政治的弾圧の狙いがあったのではないかと我々は思いますが、また今回のような違法捜査がまかり通った背景、これは先日の小嶋議員の質問もありましたけれども、これについて再度お伺いをいたします。

最後に、本部長は個人情報保護条例等の趣旨にそぐわない不適切な捜査というふうに答弁しております。大分県個人情報保護条例から見ても第3条、4条、5条では、個人情報を利用する目的を明確に、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報は収集してはならない。収集は適法かつ適正な方法により収集すること。そして、第5章では罰則が規定をされております。今回の事件では、この条例違反にも当たるのではないのでしょうか。

また、SDカードについて数日間放置をし、マスコミの報道では19日の午後10時台、20日の午後10時台、21日午後9時台に交換したとありますけれども、カードは何枚で何時間録画されていたのか。また、その処理は現在どうなっているのか、以上について答弁をお願いいたします。

小代刑事部長 まず1点目の、今後その使用状況について、公安委員会にどのような説明をし、県民に対してどのような説明をしていくのかということですが、これにつきましては、先ほどご説明を申し上げた設置型ビデオカメラの使用状況について、その個別の捜査の内容に関しましては、関係者の名誉だとかプライバシーだとか、捜査の秘密にかかわる点もごありますが、設置した警察署、その時期、管理者の承諾を得ているのか等について、その状況については詳しく公安委員会において説明をしてみたいと思っております。

それから2点目の、令状主義に反するのではないかとということですが、今回、いわゆる一般論でありますが、捜査対象者のカメラ撮影を行うということについては、判例においても必要かつ相当な範囲にとどまる限り、任意捜査として許容される例があると承知しております。警察としては、従来よりその範囲内において適正な使用に努めてきたところであり、今後もこのことは変わらないと考えてございます。

それから3点目の、人権への配慮が欠けていたのではないかと。これまでの捜査でこのようなカメラが使われたのではないかとということですが、選挙の取り締まりにおいて、別府で使ったようなカメラの使用はございません。ただ、先ほども申しましたよう

に、選挙にかかわらず、写真撮影、ビデオカメラの使用に関しては、その任意捜査の範囲内で必要かつ相当な方法の範囲で適切に使用しております。これが4点目にもかかわることでございます。

それから、盗撮の行為ではないのかということについてご説明をいたします。

今回、刑事官以下4名の行為について、さまざまな視点から検討、検証いたしました。彼らの行為につきまして、刑罰法令に触れるという行為に関しては、刑法第130条の建造物侵入罪にのみ該当するということから、その捜査を遂げ、地検のほうに書類送検したところでございます。

盗撮を罰する条文に関しては大分県迷惑防止条例というのがございます。この中でいう盗撮を罰する行為の構成要件は、公共の場所や公共の乗り物において、人を著しく羞恥させるだとか、人に不安を覚えさせるような方法で、これは下着等を撮影する、そういった行為を迷惑防止条例でいうところの盗撮として罰則規定がございます。

そういったことから、先日の議会の本部長の答弁におきましても、迷惑防止条例で定める盗撮に該当する犯罪ではないという説明を申し上げたところでございます。

個人情報の部分については後ほど説明させていただきます。

それから、今回発見されたビデオカメラのカードは何枚か、その後の処理はどうなっているのかということでございますが、このカード、いわゆる記録媒体については、証拠品として先月の26日に書類とともに地方検察庁に送致をしております。記録媒体の数については4枚、これを証拠品として送致したところでございます。

加門警務部長 個人情報保護条例につきまして、罰則の適用がされるのではないかとご質問がございました。それにつきましては、この条例に定められた罰条は第39条から第41条にございますけれども、これらに適用する事案には当たらないという判断をしております。

一方、罰条のない条項については当条例の有権解釈を行う立場にはないため、違反となるか否かをお答えする立場というものではありませんが、少なくとも個人情報の保護を目的とする当条例の趣旨に照らしまして、収集の過程において違法行為が行われ、必要性、相当性に欠ける情報収集であったと判断し、趣旨にそぐわないものであったと考えております。

堤委員 1つは、チェックの関係で公安委員会に報告をしますよと、具体的にはなかなか捜査関係上言えないと、では、その公安委員会にどういう形で、事件ぐらいは多分報告するんでしょうけれども、どういう形で県民に内容を報告するのが1つね。

それと、人権の配慮がなかったとか、または不適切な捜査ということを繰り返すきょうもこの前も発言をされておりますけれども、私が1番聞きたいのは、その憲法第13条に抵触するのではないかと。つまり、みだりに他人の肖像云々と、プライバシーの侵害の問題、こういうところについて当然配慮がなかった、また不適切というふうに言っているわけですから、はっきりと憲法違反であると思っただけけれども、再度それについてお答えを願いたいと思います。

それと、選挙違反事案、具体的な個別云々というお話がありましたけれども、今のお話の中で、これについては「別府のような」という言葉がつくんですけれども、これは多分、県警が言われる不適切な使用ということでの回答でしょう。じゃなくて、県警が考えてい

る適正な方法で、過去、選挙違反等の事例でこのビデオカメラを設置したことがあるのかどうかということを私は聞きたかったので、それについてお答えをしていただきたい。

私、盗撮の話は全くしておりませんので、盗撮は別によろしいです。

それと、個人情報保護条例の問題では、なかなか明確に違反であると言われていないんだけど、しかし、あの条文を見れば、今まで不適切、配慮に欠けているという言葉が本当に県警の真の言葉として出ているのであれば、個人情報保護条例違反にも当たると。仮に罰則に該当しなくても、そういう範疇に入ると思うんですけども、それはなかなか明確に言わないというところが非常に疑問に思うところです。そこら辺も含めて再度質問をいたします。

小代刑事部長 1点目は、今回の使用状況を公安委員会に報告すると同時に、県民へどう説明していくのかということですが、このビデオカメラの設置に関しては、先ほども説明を申し上げたとおり、個別の事件にかかわる内容でございますので、この使用状況を、その内容を県民に示すというのは適当ではないかとも思っております。

そういう観点から、第三者機関とも言うべき公安委員会において、こういう規定を新たに今回の事案を教訓に整備したわけでございますから、これからの設置状況について、説明できる範囲で適正な運用状況について説明をし、その説明をした状況を何らかの形で県民の皆様に報告するということができるかと思っております。

それから、人権への配慮が全くなされていなかった、不適正な捜査と繰り返し説明をする中で、これは憲法違反ではないかということについてでございますが、これまでさまざまな機会において県警として本部長も説明してきたとおりでございますが、今回の事案というのは刑法法令に触れる行為については刑法であって、そして、かつ同所に、あの箇所にビデオカメラを設置して撮影を断続的に継続したということは、その必要性も相当性もなく不適正な捜査と。かつ人権への配慮が全くなされなかった不適正な捜査であるということの説明をしてきたとおりでございます。これが県警の見解でございます。

設置したものはないのでございますが、県警としては、今回の事案を除いて、これまでビデオカメラの使用について、任意捜査として許される範囲内において適正な運用に努めてきたところでございます。これは選挙違反事件の捜査においても同じことでありまして、また、個々の捜査においてどのようなことを捜査したというのを明らかにすることは今後の捜査にも支障がございますので、差し控えさせていただきたいと思っております。

加門警務部長 個人情報保護条例に関して再度質問がございました。県警のほうで、こちらの罰則のない条例の部分に関しましては、それが違反となるかどうかということ判断する有権解釈を持つ立場にはないため、先ほどご説明させていただいたような当条例の趣旨に対して、そぐわないものであったとご説明させていただいたところでございます。

堤委員 1番目の関係で言うと、県民に知らせることは適当ではないというふうに思うという答弁がありました。公安委員会に報告しますよと。しかし、その後で、何らかの形で県民に報告もできるように考えているという話がありましたよね。何らかの形というのは具体的にどのようなことを考えておられるのかということが1つ。

それともう1つは、捜査についてどのような捜査をしてきたかは差し控えさせていただきますというお話でしたけれども、この前の私の質疑の中で、マルマルの墓場の云々という質問をしましたね。本部長は、あれは墓場荒らしの捜査のために設置しましたと。そう

いう具体的な事件名を挙げて捜査をしておりますよと明確に言われたわけですね。

ですから、今回私が聞いているのは、過去、そういう選挙事案で、あなた方の言う適正な方法でビデオカメラを設置したことはあるんですかと。これは墓場荒らしは刑法ですけど、こっちも公職選挙法の関係があるんだけど、これがまずあるんですかということですから、当然公職選挙法違反であったということであれば、それは言えると思いますから、それを再度お聞かせ願いたいと思います。

小代刑事部長 公安委員会に対しては、今後、使用状況についてはきちんと警察署、それから使用した期間、それから、どのようなところに、承諾は得ているのか、先ほど説明した適正な使用の要件だとか、相当性だとか必要性だとか、そういったものについて報告をいたします。そういったことを公安委員会に報告をして指導、助言があったかどうか、そのことについて公安委員会議事録等で県民の皆様へ報告できるものがあれば報告していきたいと考えております。

それから、選挙の捜査においてカメラを使用したことがあるのではないかとということですが、事実、そういった適正な方法によって使用したことはございます。それも、もちろん本部の、これは本部長指揮事件でございますので、使用の必要性だとか相当性だとかを審査の上、運用してまいった次第でございます。

堤委員 まず、公安委員会への報告の問題で、概略的に報告して了解を得ましたと。今、公安委員会のホームページを見ると、そういう概略説明が多いんですけどね、多分ああいいう形で載るんだろうなと思うんだけど。しかしそれでは、警察内部で検討されて警察の幹部同士でから検討して適正、また本人の了解をとって云々かんぬんというふうなことの内部チェックでしかないわけですね。今回の事件をきっかけとして不信感を招いたと言っていますけれども、表に出ないということでそのチェック機能が果たして明確にできるのかどうか。公安委員会に報告する中身が、本当にそういう方向でされてきたのかどうかというのは県民にはわからないわけですよ、我々自身も。となると、チェック問題は全く果たさないということになってしまうわけですので。その点について、あなた方は適正な範囲でやると、合理的な範囲でやると言っているわけですから、その範囲内においてどういう形でやりましたよということは、県民の前に明らかにして、きちっと県民の批判を仰がないといけないし、納得するような方向を図っていかなければならないと思います。それはまさにチェック機能が働くことによる再発防止につながってくると思うんですね。それをぜひすべきだと思いますけれども、再度お願いします。

選挙違反の捜査で過去カメラを使用したことがあるということなんだけれども、話はさっきの話と全く一緒ですよ。どういう形でやるのかわからないわけですから、それが適法な方法であるかというのは全くわかりません。ですから、そういうことについてもチェック機能は果たすべきだというふうに思います。

あわせて、選挙違反や個人情報保護条例違反の問題についても明確にしない。私はね、こういうところできちっと県警として第13条の問題があると認識はしているわけですから、言葉の中では。ただ、それは憲法違反だとか、憲法に合致するとか、明確なことを言っていないだけだと。本来は不適正、または配慮に欠けるという言葉を使っているわけですからね。そういう点では、ここは明確に憲法違反であるということ認めることによって再発防止にもつながるんだろうなと思いますけれども、再度それについて。

それと、県警本部長はこの前、私の責任は再発防止策をとっていくことが自分の責任だと言っていますけれども、私が今言ったような疑問点を県民は持っているわけですよ。そういうことについて全く納得ができないまま県警本部長が責任とったというのはやっぱり言えないわけですからね。そういう点では責任の所在、あり方というのは再度本部長として、今の再発防止だけを考えるんじゃないで、今後、具体的にどう身を処していくのかということも含めて、その部分は県警本部長にお伺いをいたします。

小代刑事部長 チェックを具体的にどうするのかということですが、これについては、新たに整備したこの規定を県民にもホームページにもお示しをしたところでありますので、この厳格な運用を警察署長と本部の所属長、そして、必要があれば刑事企画課長の、いわゆる責任の所在を明確にしたところがございます。そしてまた、適正な運用の要件を詳しく示したところであります。この新たな規定に基づいて適正な運用を確保してまいりたいと思っておりますし、その運用状況について、第三者機関でございます公安委員会でその運用状況をきちんと報告することが、また、どのような報告をしたかというところを県民の皆様を示すことが説明責任を果たすことだと思っております。

それから、過去の、これは選挙に限らずさまざまな事件においてカメラの使用というのは適正な運用に努めてきたところがございます。では、どのような方法でというのは、具体的な捜査の内容、捜査の手法にもかかわることですので、控えさせていただきたいと思っております。

それから、今回と同様のカメラを使用したことについては、8月26日の臨時の公安委員会におきまして、過去の使用状況について詳しく公安委員会に説明をし、適正に行われていることを検証していただいたところでもありますので、あわせて報告をさせていただきます。

松坂県警本部長 本部長としての私の責任ということについてのお尋ねでありました。

これにつきましては、今回このような事案が大分県警察において起きてしまったということについて、県警の運営を預かる身として大変重たく受けとめております。これにつきまして、私が最もなさなければいけないのは、きちんと再発防止策を推進し、そしてまた、その再発防止が進んでいるということについて県民の皆さんのご理解をいただくことをやるというふうに考えております。県警といたしましては、再発防止策を既に発表しているところではありますが、発表した再発防止策を着実に進め、また、県民の代表である公安委員会のご指導をいただきながら、再発防止を進めて信頼回復に努めていきたいと考えております。これが最も大きな責任のとり方であると、このように考えております。

濱田委員 今回、私は一般質問等がありませんでしたので、私なりの考え方、意見を申し上げます。

今回はカメラの件が大きな問題になっておりますけれども、犯罪の捜査は、張り込みであるとか、尾行であるとか、いろんな仕方があると思うんですね。もちろん長い捜査もあるでしょうし、一般から投書とか、普通言われるたれ込みとかいろんな要素で、これをもっと深めて追跡したいというときに捜査が開始される。その捜査の方法について、張り込みでもない追跡でもない、今1番近代的なカメラでやる、これは別に責められることではないと思うんです。ただ、今回の案件は、他人の土地に入って無断でカメラを設置した、これは重大な問題であると認識をしておりますけれども、やはり何かの原因があつて捜査

を開始しておると思うんですね。例えば、Aさんを特定して、この人の行動を監視するためにカメラを設置した。あるいは、その場所に入りをする不特定多数、大人数の人の姿を求めたいからカメラを設置したと。やはりこれは捜査上の機密で、恐らく幾ら追及しても言えない、言わないと思うんです。だから、そういう面を考えたときに、例えば、この事案が参議院選挙に対する問題でありましたので、今回の参議院選挙で何人を逮捕した、何人をどうしたということをもまずお聞きして、そして、別府署管内ではそういう選挙違反に対する逮捕なり警告なり、そういうものが何件あったのかお聞きしたいと思います。

小代刑事部長 今回の選挙において、何らかの検挙のノルマだとか実績を各所属に科したことがあるのではないかと、その点が1つ。もう1つは、今回の別府警察署の管内における検挙状況等、全体の検挙の中での別府警察署の位置付のような2点についてお答えをいたします。

今回の選挙については、私もこれまでの警察人生、そして、捜査の経験の中で、これまでの選挙と何ら変わることはない、警察庁からの指示も同様でありますし、この参院選に入る前の6月3日における警察署長会議でも、署長と現場の刑事課長を集めて選挙に向けての意思統一を図ったわけであります。この席でも、本部長は厳正、公平な選挙違反の取り締まりの徹底、そして、選挙運動等の自由の確保と適正捜査の推進、要人警護と警備の万全、そして、刑事部長の私は、真に総合力を発揮できる体制の確立、それから、幹部による具体的な捜査指揮、収集すべき選挙違反情報、捜査協力者の獲得、報告、連絡、相談等の徹底、そして、捜査第二課長は選挙情勢だとか違反形態別の具体的な捜査要領や留意事項、本部への報告要領等について指示をいたしております。これはこれまでの選挙と何ら変わることはございません。

そして、今回、問題となっておりますビデオの撮影についても、カメラによる撮影やビデオ撮影について、この席上で捜査二課長から、捜査目的を達成するために必要な範囲において、かつ相当な方法によって行われる限りにおいて許されるものであって、合法的選挙運動や政治活動の自由に十分配慮すること。そしてまた、その必要性等については署長以下で組織的に慎重に判断し、その運用については警察本部に指揮を伺うことを具体的に指示をしております。

文書についても本庁からの文書、それから県警から出した文書においても各警察署に検挙実績を科すようなことは一切ございません。

それから、2つ目の別府警察署における検挙の関係でございますが、今回、県下で4件、10名の違反事件を任意で立件し、大分地検に送致しております。別府警察署の管内では、この事件の立件、送致はございません。

それから、各警察署別の検挙件数については、今手元にはございませんが、県下で66件の警告をいたしております。これは前回34件の約倍増、前々回は14件でありますのでかなり警告の件数は多くなっております。この警告の件数が増大したことの背景を一概に申し述べることは難しいかもわかりませんが、さまざまな選挙情勢を初め、いろんな要因があるかと思えます。ただ、選挙情勢が厳しくなれば、県民からのさまざまな情報提供も多くなってまいります。今回の選挙においても警告66件のうちの57件は文書の掲示違反でございました。こういった背景から、文書の掲示違反における警告がやはり多くなったのではないかなと思っております。

それから、事件検挙を4件、10人と申し上げました。過去の国会の参院選において、その平均を出したところ、過去6回の参院選の平均は6.2件で9.7人の検挙でございます。逮捕は0.8人。過去6回の選挙の検挙からすると、件数についてはやや今回は少ない。人員はほぼ同数。逮捕についてはございませんでした。

あと、別府警察署における、今、手元に別府警察署でどのくらいの警告件数があったとかいう資料はちょっとございませんが、全ての署において警告はございました。

濱田委員 我々は選挙するほうで、過去何回もやりました。一般論ですが、今回の選挙は、例えば、先ほど言われた文書の違反を中心にやるとか、戸別訪問を中心にやるとか、ほかの違反に対して集中的にやるとか、そういうことを選挙対策として県警、あるいはその地域で決めて重点的に違反を検挙するとかやられたんですか。

小代刑事部長 選挙の都度、何を重点に検挙に指向するかということは、これまでもありませんでした。今回もございませんでした。この選挙違反捜査において、一定の基準を設けて、例えば、今回はこういう基準を下げて警告を多くするとか、この基準のレベルを上げて検挙するとかいうことも一切ございません。個別の事案において、基準があるとすれば、例えば、買収だとか、投票偽造だとか、投票干渉、詐偽投票、または公務員の地位利用、もしくは組織的、計画的な法定外文書の頒布違反など、こういった悪質なものについては検挙をしまいでございます。そのほか軽微なものについては、違法状態を早期に解除することと、再発防止の観点からできるだけ迅速に警告をしておるのが実態で、委員言われるような、その選挙において何々を重点指向にして取り締まるというようなことは、これまでも一切ございませんでしたし、今回の選挙もそういった指示はありません。

濱田委員 今回、新聞等で見るとは公務員、実際の選挙運動が禁止されている方を対象にされたと出ております。恐らく投書か何かがないと、具体的に一步前に行って捜査ということは考えられないんですけども、その辺はどういう条件でカメラを設置したり、録音したり、張り込みをしたりとか、今回の事案の1番もとの原因はどこから来ているんですか。

小代刑事部長 今回の別府署の件においては、公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物が、これに反して選挙運動をしていると疑われる複数の情報を入手していたことは事実であります、別府警察署としてはですね。この特定の人物の違反行為に関して、当署において証拠を採取する目的で刑事官以下、会館の敷地内にビデオカメラを設置したというものであって、今回、不適正な捜査とした別府の件については、こういった選挙運動が一切禁止されている特定の人物を対象にしたわけで、県警全体の中で、公務員を対象にした取り締まりだとかを重点指向したことはございません。

ちなみに、この選挙運動が禁止されている者とはどういう人物を言うのかということについて、少し説明を加えさせていただきますと、あくまで一般論ではありますが、公選法の第136条に、特定公務員の選挙運動の禁止違反というのが明記されております。この内容は、裁判官だとか、検察官、会計検査官、それから公安委員会の委員、そして、徴税吏員などの特定公務員が在職中に選挙運動をした場合に成立するとしたものでございます。

ですから、今回、別府の事案については、これらの特定の人物を対象にして、違反行為に関する証拠を採取しようとしたということでございます。

それから、もう1つ、尾行、張り込みの捜査だとか、カメラの設置はどういう場合に行

うのかということでございますが、委員が冒頭述べられたように、捜査の基本というのは尾行、張り込み等でございます。近年に至りそのカメラの捜査が有効というのは、これは論をまたないところでありまして、この使用については先ほど言ったような厳しい条件をもとにこれまでも運用してきておりますし、これからもさらに厳しいチェックをしてまいりたいと考えております。

濱田委員 24日にカメラが発見されたということですが、対象者であった方のその後の捜査というのはここで打ち切ったんですか。ほかの捜査はどんなふうになっているんですかね。

小代刑事部長 今回発覚したということで、別府警察署が対象とした、この特定の人物に関する捜査そのものに対して支障があったと言わざるを得ません。ただ、捜査が終結したのかということではありませんで、一般論であります。事件というものは時効が成立するまで、それは有効と認識しております。

濱田委員 だけど、選挙対策本部はもう解散したんでしょう。解散をした以上それはもうそこで切れたんじゃないですか。

小代刑事部長 取締本部については解散をいたしております。

馬場委員 代表質問でも伺いましたが、二、三点お伺いします。

今回の件で不法侵入ということが1つ挙げられると思いますし、肖像権、プライバシー権、さらに、政治活動、選挙活動等の抑制というところが出てくると思うんです。伺っていると不法侵入は不法侵入であったと。それから、プライバシー、人権を守るように教育をされてきたと。それから、政治活動や選挙活動に不当に干渉にならないように教育をしてきたと言われております。プライバシー、肖像権、それから政治活動、選挙活動への部分については、どう考えていらっしゃるのか。プライバシー権の侵害にならないのか、政治活動への侵害にならないのか、どのように考えているのかが1つ。

2つ目に、先ほど特定の公務員というお話があったんですが、不法行為をしてまでその方がカメラを設置しなければならないという背景、なぜそういう思いに至ったのかは多分調査もされているんじゃないかなと思うんです。それを伺いたい。

それから、平成24年の第4回定例会で小野元県議が監視カメラについて質問しておりまして、当時の県警本部長も防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づいて運用していくという答弁をされているんですね。この捜査用カメラについては、再発防止を先ほど伺ったんですが、そういうガイドラインはもともとなかったのか。任意捜査で相当性、必要性をそれぞれ内部で論議をして設置をしていたのか。なぜかという、みだりに支援団体の事務所等をビデオカメラで撮影した例はないと、今までそういう必要性、相当性があった場合は設置してきたということになるのかなという思いでお聞きするんですけれども。防犯カメラみたいな形のガイドラインとか、そういう部分は、今回、再発防止策でもつくっていくほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども。

最後に、公安委員長にお尋ねしますが、公安委員会の中でこの件についてどういう論議をされたのか教えていただきたい。

小代刑事部長 不法侵入だけ今回立件を送致したということで、そのほかのプライバシーの件だとか政治活動の自由への不当な干渉ではなかったかと、こういったものについてどのように考えているかということですが、先ほども少しご説明をさせていただきます。

したが、刑罰法令に触れる行為については建造物侵入として立件送致したところでございまして、みだりに何人も生活上の自由として個人の容姿を撮影されないその自由というところに関しては全く配慮がなされていなかったと、いわゆる不適正な捜査であったということでございまして、これが、先ほどの堤委員からの話とダブるところもあるんですが、憲法違反ということに関しては、やはり取り締まりにあっては正当な選挙運動だとか政治活動の自由に十分に配慮して人権侵害や選挙運動等に対する不当な干渉ではないかと、こういった批判を受けることがないように指導してきたところでもあって、本当に今回その点への配慮が全くなされていなかったと。では、この点について立件ということではなく、やはり刑罰法に触れるもののみを立件した、これらの全く配慮がなされていなかった、ビデオの設置についても相当性、必要性もなく不適切であった、こういったものを含めて、今回の彼らの行為については不適正な捜査であったと。全てを含んだところで不適正な捜査であったというふうに判断をいたしております。

それから、ガイドラインについて、これまで防犯カメラについては、24年の小野議員の説明で、防犯カメラについてはガイドライン。今回のようなビデオカメラの運用に関して、県警としては、これまで何か指針だとかガイドラインみたいな規定があったのかということではありますが、これに関する規定はございませんでした。今回の教訓をもって新たに規定として整備したところではありますが、これまでも、規定がないからといって、不適切な使用は別府の事案を除いてないわけでありまして、これまでも、我々も現場の捜査だとか警察活動においては、過去の判例等に照らして慎重に判断をして運用してまいったところでございます。

今後、新たなガイドラインだとか規定をすべきではないかということもあろうかと思えます。今現在、県警として取り得る今回の事案を教訓にした再発防止の最も有効なのは、先ほど説明した、適正な使用要件を示して、これを厳格に運用して、そして、捜査カメラ、ビデオカメラの設置、運用に関しては、これまでほとんどが署長指揮事件で署長の判断で行われてきていたものを、今後は本部長指揮事件にかかわらず署長指揮事件についても全て本部の主管課長、さらには必要があれば本部の刑事課長と協議しながら、その説明責任というか、設置、運用の責任を明確化して運用に努めるというところでございます。

それから、このように、これまでも県警は慎重に判断をしてきたところであるのに、別府の刑事官以下は何を背景にこのようなカメラを設置してまで不適切な、他人の土地に無断で入って、加えて管理者の承諾もなしにつけるような行為に至ったのか、その背景事情についてでございますが、今回の事案が発覚して、彼ら刑事官以下4名の聴取をいたしました。取り調べもいたしました。その中で彼らが言うのは、全くその点への配慮が欠けていた、それしか言いようがありませんと。ただ、今回の事案を本部に相談なり報告しなければならないということも十分にわかっていたと。言え、その証拠採取に関するこのビデオの運用に関しては、当然承諾は得られないものとわかっていたので、相談も報告もなしにつけてしまったという説明をいたしております。

高橋公安委員長 事件が発覚した当初の6月30日に、警察本部から事案の認知報告を受けました。公安委員会の場で事案の詳細を調査しなさいと。そして、適切に対応することを求めて、8月19日にその途中経過の報告を受けたわけでございます。その際には、今回の事案は大変重たく受けとめてくださいと、県民への説明責任がありますよと、それを

果たせるように、引き続きしっかりと調査をするということをお願いをいたしました。

今後、その再発防止に向けた取り組みを徹底して行うということも含めて指導したわけですが、その後、8月26日に調査結果と処分結果の報告を受けました。

日本一安全な大分の実現を目指そうというのは常日ごろ言っていることなのですが、このような事案が発生したことは公安委員会としても大変遺憾に思っております。二度とこのような事案を起こさないよう、厳正かつ適正な捜査に努めるとともに、県民の信頼を回復することが最も大切でありますということ、今後とも全署、全組織を挙げて適正捜査に取り組むように指導を行いました。

その際に警察本部からは、今後とも捜査幹部による捜査指揮及び捜査管理のあり方について、指導、教養を徹底して再発防止に全力で対応したい旨の説明をいただきました。

さらに9月12日に、再発防止対策についてどんな報告をしますかと言いますと、第1が全職員への周知をしっかりとやること。第2は、県民への説明責任を果たすために県警ホームページに掲載すること。それから、ビデオカメラの使用状況を見ながら今後も説明を求めることなどの指導を行いました。

私たちは、プライバシーの侵害ですとか、あるいは憲法について判断する立場にはございませんけれども、人権に対する配慮がなされていなかったという判断はしております。

最後に関係職員の処分についてのお尋ねがございましたが、全国で発生した過去の捜査にかかわる不適正事案についてもお聞きをいたしました。本件にかかわるこの処分については、そういった事案も参考にして、調査、捜査の結果判明した事実内容を踏まえて、関係者それぞれの責任の程度に応じて行われたものであって、公安委員会としては適正な処分が行われたものと判断をいたしましたわけでございます。

馬場委員 二度とこういうことが起こってほしくないという思いでお聞きをしておりますが、第三者機関ということを含めて検討するという、ある意味では公安委員会の皆様の指導監督含めて。その第三者的というところでいいんでしょうか、その辺。

松坂警察本部長 私ども常に警察業務は、公安委員会のご指導、ご助言をいただきながら進めているものでございます。公安委員会は、私ども警察職員の中の専門的な立場からということではなく、県民の代表としてそれぞれのご識見に基づいて指導、助言いただいているものと考えております。ですので、公安委員の皆様からいただく話というのがまさに県民の意見、声というふうに判断をして、これからも適切に対応してまいりたいと考えております。

小代刑事部長 先ほどの刑事官以下、関係者の背景の中で、私は配慮が足りなかったという説明をしましたが、彼らは極めて今回の行為については軽率であったというふうに深く反省しているということでございますので、その点を加えてご説明をさせていただきます。

井上委員 県民の信頼回復については、いろいろ努めるということでわかりましたが、この事件にかかわっていない署員に対してどういう説明をして理解を求めたのか。やっぱりそういう説明がないと上司に対する不信感が募り、署員は不満を感じるんじゃないかという意味で質問をいたします。

それから、重複しますが、選挙運動を禁止されている特定の人物がこの建物に入ってしまうという違反をしているかを実証できるのか。人の出入りは自由だし、あえてカメラを設置する必要はないんじゃないかな。現金の授受をカメラで撮影し、それが証拠だというのは

わかるんだけど、あの場所に置いて、ただカメラで出入りを映して、それが選挙違反だという判断はちょっと素人でわかりませんが。原則的には現行犯逮捕だと思うんですね。ちょっとおかしいなと思っております。

それと、書類送検された4人の身分保障、これから地検等でいろいろと行われると思うんです。家族の方は心配していると思うんですね、やっぱり。当然それは地検の対応によって処分はするということはわかっていますけれども、やっぱり心配だと思うんですね。その辺の県警としての考え方、上司の命令で行ったのかどうかわかりませんが、やっぱり4人の方は大変申しわけないと思うね。そういう観点から答弁をお願いします。

松坂警察本部長 1点目の職員に対する説明ということについてご説明申し上げます。

本事案の発生後、9月10日、土曜日ではありますが、緊急の全署の副署長、あるいは警察本部の次席を集めた会議を開催いたしました。副署長、次席というのは、各署において署長のすぐ下にいて署の業務を統括する立場にあり、また、こういった各署の指導監督などに非常に大きな責任を果たす役割の者でございます。これを集めまして、今回の事案の背景等について説明をし、再発防止に向けた意識を図るとともに、あわせて、その場合において、我々の仕事は日々停滞は許されないものであると。真摯に反省をしつつ、しかも日々の業務である県民の安全を守るということに全力で取り組んでもらうということの指示をしてございます。

また、この後に開催が予定されております警察署長会議等の場を通じて、今回の事案については全貌をまた説明をし、各職員の士気の高揚ということも図り、信頼回復に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

小代刑事部長 刑事官以下は、その撮影の必要性というか、カメラを設置した必要性はどう考えていたのか、どのような行為を想定していたのかというご質問であります。今回、別府警察署が入手していた公示前の特定の人物に関する情報に関しては複数あり、具体的でありました。それについては私のところにも情報報告として上がってきておりました。その際には必要な今後の捜査指揮を行ったわけですが、委員言われるように、そこで撮ったからといって何になるのかということですが、彼らとしては、そこで特定の対象の人物が、同所で選挙違反を行う可能性が高いと判断をして設置したわけですが、今回のその行為を私どもであらゆる視点で検証した結果、容疑そのものはありました。情報そのものも具体的でございました。ただしかし、あの場所にビデオカメラを設置して撮影するだけのその必要性もなく、また、その手段、方法においても相当性に欠けるという判断をしたところでございます。

それから、身分保障についてどうなのかということでございます。建造物侵入罪を適用し、刑事官以下4名を大分地方検察庁に8月26日付で書類送検をいたしました。これらに関する刑事処分については検察庁が判断、もしくは裁判所が判断するものでございます。ただ、一般的には地方公務員法上、起訴されれば起訴休職ということになります。

二ノ宮委員 小代部長の話聞いてほとんど納得をしました。私も組合とかに関係あるんですけど、そういう人たちからいろんな情報が入ってきて、今回、本当にいろんなことで厳しくやられるなということがありまして、6月17日に、たしか中津留課長さんだったと思うんですけど、馬場委員と申し入れをいたしまして、そのときに、先ほど言われたように公正な選挙をしていくんだと言われました。

今回については、文書の警告もそんなに多くないし、きのうまでずっといろんな人から質問を受けました。特に今、文教警察委員会にいるということもあると思いますが、その人たちが言うのは、さっきから何度も出ている、何の目的のためにやったんだろうかと、そのやり方として、あそこの建物に出入りをしていてもそれが証拠になるわけでもないのになんていうことがずっと言われてました。そういう中で、今度のことは全国的な問題であろうし、大変なことだということも職員の方もわかっていながらそこまでやるというのは、あくまでも憶測なんですけど、何かそういう大きな力が働いているんじゃないかというとり方をしています。このことについて答えるのは難しいと思いますが、お答えいただければお願いします。

小代刑事部長 1点目の別府警察署の刑事官以下は、その場所で何を撮ろうとしたのか、何を行おうとしたのかということですが、その具体的な情報につきましても、これはやはり対象者の名誉だとかプライバシー、捜査の保秘だとかに関するわけで、具体的にご説明ができないことはご理解をさせていただきたいと思いますが、公選法で指定されている、いわゆる選挙運動が禁止されているものに関しての最近の判例がございます。これを数件ご説明をいたします。ただ、これは一般的な起訴事例、最近の、そういった対象者の起訴事例をあくまでご紹介するものでありまして、誤解のないようにお願いをしたいと思います。

1つは、これは選挙事務関係者も一切の選挙運動が禁止されているものでございます。

平成24年の起訴事例であります。この者が街頭演説において人集めをお願いしたということでございます。候補者の街頭演説で人集めをするということも選挙運動とみなされるわけで、これについても平成24年に起訴された事例がございます。

もう1つ、これも選挙事務関係者であります。今回の情勢は厳しいものがあると、「何日に町長の個人演説会がある。人を集めたい。家族や知人に呼びかけてくれ」などといって、参集の取りまとめを依頼したということの起訴事例もあります。

もう1つは、これは市の職員で徴税吏員の職にあった者でございます。平成25年ですが、「何々です。選挙の関係で市職のOBに電話をかけています。自分たち市職は何々党のAを応援しますので、よろしくをお願いします」などと電話で投票依頼をした行為について起訴された事例がございます。

それからもう1つは、やはり市に勤務する徴税吏員の職にある者であります。選挙の際にスローガンと候補者名が表示されたのぼり旗を把持して、候補者とともに佇立した上で、同所に集まった聴衆の皆さんに手を振ったりする行為をしたことで起訴された事例もあります。

なお、これらについては、あくまで最近の、先ほど言いました公職選挙法第136条に規定するものの起訴事例をあくまで例示としたわけでありまして、誤解のないようにお願いしたいと思います。

それから、何か大きな力が働いたのではないかということもございます。そういった声も私どもの耳にも入ってきております。先ほどもご説明をさせていただきましたように、私のこれまでの捜査経験、これまでの警察人生においても、1つの偏った党に対して集中的に取り締まりをするだとか、偏った選挙事務所をターゲットに違反取り締まりをするといったようなことは一切ございません。今回もございません。警察庁からは、これまでの

国政選挙、統一地方選挙も同じであります。同様の選挙取り締まりをする上で、どちらかという、適正捜査に関する留意事項等を中心とした通達だとか通知が来ております。それを受けて、県警としても刑事部長通達、捜査第二課長の通知も発しておりますが、その全て、ほとんどが取り締まりをする上での留意事項でございます。不偏不党、厳正、公平な取り締まり、そして、選挙の公正をしっかりと確保するというのがこれまでも、これから県警のあるべき取り締まりに対する基本理念だと思っております。

二ノ宮委員 そういうぐあいに期待をしています。そのように私に聞いた人たちには答えていきたいと思っております。ぜひそういう形で今からもよろしく願います。

堤委員 さっき刑事部長が、この情報が事前に連絡があったと、カメラ設置の問題じゃなくて、情報がね。さっきは具体的に徴税吏員が動いているという情報はつかんでいた。刑事部長にも話が入っていたというふうなお話等がされたんやけれども、それはカメラ設置の前とか後とか、時期的なものはどうなんですか。

小代刑事部長 その情報は、具体的な内容を、報告を受けたと申し上げましたが、徴税吏員に関する情報ということは説明をしております。それから、報告を受けたのは設置の前であります。

堤委員 設置のことについては、その刑事官は相談はしていないという、情報だけが入っているということですね。

小代刑事部長 そのとおりです。それを刑事部長、捜査二課長も共有しております。

嶋委員長 いろんなご意見、問題提起もございましたが、大事なことは、同様なことが二度とあってはならないということだと思います。再発防止対策を示されておりますが、令状なしでのカメラ使用、過去の最高裁判決でも厳しい流れも示されておりますので、こうした判例に照らして県警内部で十分に協議をした上で取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、再発防止に向けては、公安委員会の役割は極めて大きく、責任も大きいと思っております。県民の良識である公安委員会が県警の民主的な運営、政治的中立性に鑑みて、しっかり事前、事後の監督をして、適切な措置を指示していただきたいと思っております。

もう1点つけ加えますと、このような安易な事件の背景には、警察の情報収集能力、捜査能力の低下があるんだと思っております。先ほどお話がありましたように、しっかりと聞き込み、張り込み、尾行、足で情報収集して証拠を採取する、その上で容疑者については検挙をしていくということですから、情報収集能力、捜査能力、警察の体質の強化をしていただきたい。

加えて申し上げますと、所管事務調査で各警察署を回りましたが、若い警察官が頑張っておられます。宇佐警察署の警察官の事件もあり、若手警察官の教育力も低下しているのではないかと感じておりますので、肝に銘じて取り組んでいただきたいと思っております。

委員外議員の方、時間も下がっておりますが、どうしてもという方はおられますか。

小嶋委員外議員 1点だけ簡潔に。先ほどカードが4つあると聞きましたけど、カードを全て精査されている幹部の方は何人いらっしゃいますか。要するに全部中身を見ているという人は。

原田刑事企画課長 今回の別府事案に関し、捜査のほうを担当しまして、押収した証拠品として、その4枚のSDカードの中を精査しました。

小嶋委員外議員 精査されたときに、非常に恥ずかしい状態で写っているという姿は、特に男性も女性も含めてなかったということによろしいですね。

原田刑事企画課長 はい、そのとおりでございます。

嶋委員長 ほかに、ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、②の報告をお願いします。

加門警務部長 大分県長期総合計画の実施状況についてご説明いたします。

お手元の資料、大分県長期総合計画の実施状況についてをごらんください。

目標達成度の評価方法等については、教育委員会から説明がなされておりますので、省略させていただきます。

まず、別冊1のプラン2005について、3ページをごらんください。

警察本部に関する施策は、政策欄の6安全・安心な暮らしの確立の1番目の施策であります犯罪に強い地域社会の形成と、2番目の安全で快適な交通社会の実現となっております。この2つが警察本部の施策であります。目標の達成に向けて取り組みを進めたところ、それぞれの成果が上がっているもの、上がっていないものについてご説明いたします。

資料の44ページをお開きください。

まず、成果の上がった指標としましては、犯罪に強い地域社会の形成の指標、刑法犯認知件数でございます。平成27年の目標である8千件以下に対しまして、実績は4,843件で、達成度は139.5%となっております。

これは、現行の統計基準といたしました昭和27年以降、最少の刑法犯認知件数を更新し、12年連続の減少となっております。

この要因といたしましては、自主防犯パトロール隊等地域住民との協働活動に加えまして、犯罪発生状況の分析に基づく予防・検挙活動、DNA鑑定など科学捜査力の活用等による早期検挙、街頭防犯カメラの普及などによるものであると考えております。

46ページをお開きください。

安全で快適な交通社会の実現についてです。

この施策のうち、警察本部所管の指標は交通事故死者数と交通事故負傷者数でございます。

成果の上がった指標としては、交通事故負傷者数が、目標値6,455人以下に対して、実績は6,434人で、達成度は100.3%となっております。

しかし、交通事故死者数につきましては、目標値45人以下に対し、実績は46人で、目標達成はできませんでしたが、達成度は97.8%、評価は「概ね達成」となっており、土木建築部所管の指標、県管理道における法指定通学路の歩道整備率と合わせた総合評価ではA評価となっております。

次に、別冊2のプラン2015の3ページをごらんください。

警察本部に関する施策は、政策欄の5安全・安心を実感できる暮らしの確立の1番目の施策であります犯罪に強い地域社会の確立、2番目の、人に優しい安全で安心な交通社会の実現となっております。

資料の40ページをお開きください。

最初に、犯罪に強い地域社会の確立についてです。この施策の指標は、刑法犯認知件数

と特殊詐欺被害件数となっております。

最初に、成果の上がった指標、刑法犯認知件数についてですが、目標値の設定についてちょっとご説明いたします。

先ほどのプラン2005の説明では、刑法犯認知件数の平成27年の目標値を8千件以下としておりましたが、プラン2015におきましては、同じ平成27年の目標値は5,220件以下としております。

これは、それぞれの表にあるⅡ目標指標の基準値の欄をごらんいただくとおわかりいただけますが、プラン2005では、これを策定した平成16年当時の刑法犯認知件数は1万5,482件でありまして、これを平成27年までに半減させることを目標として8千件以下と設定しておりました。

しかし、目標達成に向けて諸対策を講じた結果、プラン2015を策定する時点には、基準となる平成26年の刑法犯認知件数が5,384件と大幅に減少していたことから、目標の見直しを行ったものでございます。

したがいまして、プラン2015の目標値設定については、プラン2005の最終目標であった8千件からさらに半減させること、また、日本一安全な大分県の実現への取り組みとして、策定時、治安水準が全国一の秋田県の件数を目標に、4千件以下と定め、10年間で目標を達成するとして計算した結果、平成27年の目標値については5,220件以下としたものでございます。

平成27年の実績につきましては、4,843件で、初年度の達成度は107.2%となっております。

刑法犯認知件数は、現在も減少傾向を維持しておりますが、殺人や強盗などの重要犯罪が依然として発生しているほか、ストーカー・DV事案、子供や女性への声掛け事案が増加傾向にあることなどから、引き続き、迅速・的確な対応による早期検挙に努めるとともに、関係機関やボランティアと連携した諸対策を推進してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の指標であります特殊詐欺被害件数についてです。

この指標は、プラン2015において、新たに指標としたものでございます。目標値の設定につきましては、プラン策定の基準となった平成26年の被害件数186件からの半減、90件以下を最終年度の目標と掲げ、10年間で目標を達成するとして計算した結果、初年度の平成27年の目標値を173件以下としております。

目標の173件以下に対しまして、実績は226件で、達成度は69.4%となり、評価は「著しく不十分」、施策、犯罪に強い地域社会の確立についての総合評価は、B評価となっております。

被害件数が増加した原因でございますが、犯行手口が多様化する中で、これまでは、特殊詐欺の被害者は高齢者が中心でございましたが、平成27年は、高齢者以外の若年・中年の層が、架空請求詐欺などの比較的少額な被害に遭うケースが増加したことが挙げられます。そのため、全体の被害額は減少しておりますが、被害件数は増加しているという状況でございます。

今後も引き続き、地域住民や関係機関・団体と連携を図り、高齢者を中心とした対策に取り組んでいくほか、広く県民への情報発信活動や被害防止対策を推進してまいります。

42ページをお開きください。

人に優しい安全で安心な交通社会の実現についてです。

この施策に関しましては、プラン2005とプラン2015における平成27年の目標指標、交通事故死者数と交通事故負傷者数に目標値の変更もなく、先ほどご説明しましたように、施策の総合評価はAとなっております。

本年は、死者数及び負傷者数ともに前年同期に比べ減少しておりますけれども、例年、年末にかけては事故が多発する傾向にありますので、引き続き、高齢者の交通事故防止対策に力を入れていくほか、県民の交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体と連携した広報啓発活動や積極的な情報発信活動など、効果的な交通事故抑止対策を推進してまいります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。ご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑等もないので、③の報告をお願いします。

竹田津組織犯罪対策課長 警察本部が所管する公社等外郭団体の経営状況等及び見直し方針の改定についてご報告いたします。

警察本部で所管する団体のうち、大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づき報告する団体は3団体です。

出資比率が25%以上等の指定団体は、公益財団法人暴力追放大分県民会議及び公益財団法人大分県交通安全協会の2団体であります。

出資比率が25%未満のその他の出資等団体は、公益財団法人大分県防犯協会の1団体であります。

それでは、まず、組織犯罪対策課が所管する公益財団法人暴力追放大分県民会議の経営状況等について、お手元の文教警察委員会説明資料の5ページ、県出資法人の経営状況報告概要書によりご説明申し上げます。

まず、当団体の財政基盤についてご説明します。

項目2をごらんください。当団体の主たる財源は基本財産の運用、収入及び賛助金等からなっております。基本財産は6億950万円で、このうち大分県から4億6,500万円、市町村や企業等から1億4,450万円の出資を受けております。県からの出資の比率は76.3%となります。

次に、当団体の事業内容についてご説明します。

項目3をごらんください。

当団体は、暴力根絶のための啓発及び広報活動や暴力団員による不当な行為に関する相談業務などを行っております。

次に、平成27年度決算状況についてご説明します。

項目4をごらんください。

経営状況につきましては、当期正味財産増減額は約50万円減少しております。また、正味財産期末残高は、約6億2,267万円となっております。

当期正味財産増減額が50万円の減少の理由につきましては、隔年に開催しています暴力追放大分県民大会の開催費用を要したからで、この点については、過年度の余剰金を使用し対応処理をさせていただいております。

資産関係につきましては、資産総額約6億2,786万円であり、負債総額約518万

9千円で、正味財産は約6億2,267万円となります。

負債の主なものは、職員の退職金の積立金であり、借入金はありません。経営状況は比較的安定しているものと考えております。

次に、問題点・懸案事項及びその対策についてご説明します。

項目5、6をごらんください。

当団体は、近年の景気低迷の影響等により、賛助会員の獲得の困難化という課題を抱えているところであります。今後も引き続き新規会員の開拓を推進し、安定した運営に努めるよう指導監督してまいります。

次に、公社等外郭団体見直し方針の改定についてご説明します。

改定の経緯や改定のポイントにつきましては、既に教育委員会から説明していただいておりますので、省略させていただきます。

詳細は、説明資料4ページのとおりでございます。

大きくは賛助会員の拡大、大分県暴力団排除条例に基づく事業の推進というところで考えております。

日本一安全な大分県の実現には、暴力団排除活動は非常に重要な活動であります。どうか同団体の活動に対しまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

木村交通企画課長 公益財団法人大分県交通安全協会の経営状況等についてご報告いたします。

文教警察委員会説明資料の7ページをごらんください。

項目2にありますとおり、当団体への県からの出資はありませんが、県の事務と密接な関係を有する事業を多く行っていることなどから、特に指導監督する必要がある団体になっております。

項目3の事業内容ですが、交通安全思想普及のための広報啓発、交通秩序維持のための優良運転者育成等の交通事故防止活動を実施しております。

項目4の27年度の決算状況については、下線部のとおり当期正味財産増減額は、3,103万6千円の増加となっております。

これは、人件費等の縮減に努めるなど、平成26年度から継続的に断行している財政再建計画に基づいた財政基盤の健全化に着実に取り組んだ結果によるものであります。

項目5の問題点及び懸案事項については、運転免許更新者の減少等の影響により、経常収益が前年度より減少していることが挙げられます。

こうした課題に対しては、項目6の対策及び処理状況に記載のとおり、財政再建計画に掲げた、平成24年度時の8,100万円の経常赤字を平成28年度までに収支均衡させるという目標を達成し、更新者数の増減に影響されない安定的な財政基盤が確立できるよう、県警察として必要な助言を行っていくこととしております。

次に、公社等外郭団体見直し方針の改定についてご説明いたします。

説明資料の8ページをお開きください。

資料下段のスケジュール欄にありますように、平成26年度から実施している財政再建計画に基づく取り組みは平成28年度で終わりますが、平成29年度以降も安定的な財政基盤の確立に向け、継続的な取り組みを推進して、収支均衡を図ることとしております。

宮脇生活安全企画課長 生活安全企画課が所管する公益財団法人大分県防犯協会の経営状

況等についてご報告いたします。

文教警察委員会説明資料の9ページをお開き願います。

大分県防犯協会は、県知事の認定を受け、平成23年4月1日に公益財団法人へ移行しました。

項目2にありますとおり、当団体への県の出資額は200万円で、県出資比率は7%です。

人的支援の状況ですが、大分県防犯協会への県職員の業務援助はありません。

項目3の事業内容ですが、防犯思想の普及及び高揚並びに犯罪の防止、少年非行の防止及び青少年の健全育成等の活動を実施しております。

次に、項目4の27年度決算状況については、当期正味財産額は109万3千円減少し、正味財産期末残高は3,415万6千円となっております。

減少の主な要因は、平成27年11月に公益財団法人大分県防犯協会設立30周年記念式典を開催したことによるものでございます。

項目5の問題点及び懸案事項、項目6の対策及び処理状況を踏まえまして、最後に、公社等外郭団体見直し方針の改定について説明いたします。

お手元の説明資料10ページの公社等外郭団体見直し方針及びスケジュールをごらんください。

ここ数年、同団体の経営状況は安定していますが、賛助会費収入が近年減少傾向にあります。

資料中ほどの課題欄にありますとおり、防犯思想の普及等の公益事業を効果的に推進するためには、賛助会員の拡大など県民の理解と協力が不可欠であります。

そのための対策としまして、同団体ではホームページや広報誌等を活用して団体の活動状況を広く県民に広報して理解を求めるとともに、各種行事を通じての呼びかけ、当団体役員による企業の訪問等により、各種団体への協力依頼等を行っているところです。

また、振り込め詐欺撲滅推進広報啓発事業については、一定の効果があつたと認められたため平成24年度に廃止いたしました。が、いまだ被害が後を絶たない現状であり、発生状況に即した事業活動を展開する必要があると考えております。

警察本部としましても、自主防犯活動の中核である同団体に対して、引き続き安定した運営と効果的な事業活動について必要な助言を行っていくこととしています。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

堤委員 1つだけ。暴力追放大分県民会議の中で、代理訴訟の関係が業務として挙げられているんですけども、去年、代理訴訟はあつたのですか。

竹田津組織犯罪対策課長 ここ最近では1度もありません。その準備として適格都道府県センターという団体で国家公安委員会から認定を一昨年受けております。その関係で、県のほうから補償費用にかわるものを、24年度の予備費から、25年度に500万円ほどいただいております。

嶋委員長 ほかにご質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにご質疑等もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別のないようですので、これをもちまして警察本部関係の審査を終わります。
執行部はご苦労さまでした。

〔警察本部、委員外議員退室〕

嶋委員長 初めに、大分県議会災害対策連絡協議会が取りまとめた大規模災害に関する提言（案）についてご検討をお願いします。

本協議会は、本県も大きな被害を受けた4月の地震を受けて立ち上げました。

協議会は、これまで3回開催されたほか、熊本県に災害状況の現地調査を行いました。

今後、知事に対して、大規模災害対策に関する提言を行うこととしております。

お手元の提言案をごらんください。たたき台となる素案を、事務局から全議員にお配りし、ご意見をいただいた上で修正したものがこの提言案です。

7日に開催された協議会で、各常任委員会ごとに、提言の委員会関係部分を検討することになりました。

事務局が、提言の項目ごとに委員会名を記載した提言案を事前にお配りしておりますので、ご検討していただいていると思います。

この提言案について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 提言は、今後開催されます協議会で決定されますが、最終的な調整は、委員長にご一任いただくということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それでは、この件はこれで終わります。

次に、閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中継続調査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることにいたします。

この際、ほかに何かありませんか。

堤委員 教職員の定数及び勤務状況に関する事項については国の問題でさっき話があったじゃないですか。できるかどうかわからないけど、文科省に行って基本的な考え方を聞くとか、またはどこか35人か30人学級をしている全小中学校しているところとか、そういうのがあれば、何か視察ができるといいかなという思いはあります。

嶋委員長 ちょっと調べてね。

末宗委員 もう視察は済んだじゃねえか。

堤委員 だから特別にと言いやないか。

嶋委員長 わかりました。私からの提案ですが、先ほど、警察本部から報告のあった別府警察署事案について、本日の議論を踏まえ、閉会日に行う委員長報告の中で、所管事務に関して特に申し述べることとして報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 それではそのようにいたします。

なお、報告の内容は、委員長にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ありがとうございます。

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、これもちまして本日の委員会を終わります。